

美里町高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画

平成21年3月

美 里 町

美里町高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画目次

《総論》

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	日常生活圏域の設定	2
5	計画策定の経緯と策定後の点検体制	2

第2章 基本理念・基本方針

1	基本理念	3
2	基本方針	3

第3章 高齢者の現状と将来の見通し

1	高齢者人口の現状と将来推計	4
2	高齢者世帯数の状況	5
3	要介護・要支援認定者数の推移及び見込み	6
4	介護保険サービス利用の状況	7
5	高齢者の健康状況	8
6	その他の状況	9
7	高齢者福祉に関するアンケート調査	9

《各論》

第1章 高齢者福祉事業

1	高齢者福祉事業の概要	11
2	高齢者活動支援事業	11
3	老人保護措置事業	12
4	高齢者自立支援事業	13
5	地域型福祉推進事業	15
6	家族介護支援事業	16
7	社会福祉協議会支援事業	17
8	シルバー人材センター支援事業	18

第2章	地域支援事業	
1	地域支援事業の概要	19
2	地域包括支援センターの適切な運営	19
3	介護予防事業の推進	19
4	包括的支援事業等の推進	21
第3章	介護保険事業	
1	介護保険事業の概要	23
2	介護保険サービス量の推計	24
3	サービス量の確保と質の向上	35
4	適切な介護給付及び要介護・要支援認定の実施	35
5	低所得者の負担軽減策	35
6	介護保険財政の健全運営	36
第4章	その他の施策	
1	高齢者等の安全・安心の確保	40
2	高齢者の相談対応等	40
資料		
	計画策定委員会設置要綱	43
	計画策定委員会委員名簿	44
	高齢者福祉に関するアンケート調査の集計内容	45
	町内介護保険サービス事業所等	56
	災害時要援護者登録状況	58
	用語集	59

総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国は、少子高齢化により急速に超高齢化が進行しています。総人口に対する65歳以上の人口（高齢化率）は22.0%（総務省統計局平成20年4月確定値）であり、また、平均寿命は男性が79.19歳、女性が85.99歳（厚生労働省平成19年簡易生命表）となっております。

また、宮城県の高齢化率は21.1%（宮城県長寿社会政策課平成20年3月末現在）と全国平均をやや下回っているものの、仙台市等を除いた郡部のみで見ると23.1%、大崎圏では24.9%となっております。

美里町の高齢化率は27.4%（平成20年12月1日現在）であり、今後さらに高齢化が進み、平成26年度においては31%を超えるものと推測されます。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加しており、普段の生活における困りごとや、介護が必要になった場合の不安等を常に抱えています。

核家族化や介護する家族の高齢化、共働き家族の増加等から、介護を家族だけの問題とするのは困難な時代となり、介護を社会で支える仕組みとして、平成12年に介護保険制度がスタートし、9年目を迎えています。今まで概ね円滑に運営されてきているものの、制度が定着したことにより要介護・要支援認定者が増加し、さらには今後も高齢化が進行する中で、介護サービスの一層の充実と要介護・要支援状態にならないための対策が重要となっております。

一方、社会の活力を維持・増進していくため、高齢者が長年培った豊富な技術や知識を地域社会に活かせるような環境づくりが必要となっております。

このような高齢化社会をめぐる状況を踏まえて、介護保険の運営や介護予防、高齢者に対する生活支援、生きがい対策、認知症高齢者の対応等、高齢者福祉に対する重要な課題に対して、目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするものです。

2 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づくもので、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定します。

また、美里町総合計画に基づいた高齢者福祉に関する部門計画として位置付け、他の計画との整合性を保ちながら策定するものです。

3 計画の期間

第3期介護保険事業計画（平成18年3月策定）において、いわゆる「団塊の世代（昭和22～24年生まれ）」の方が高齢者に達する平成27年に向けた長期的観点をもった制度改正がなされ、3年間の計画が策定されました。これを踏まえ、本計画は、その中間期間にあたる平成21年度から平成23年度までの3年間の計画期間としています。

4 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で適切な福祉サービスを受けながら日常生活を送ることができるように「日常生活圏域」を設定します。

日常生活圏域とは、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件を総合的に勘案し、より身近な地域に公共介護施設等の整備を求める観点から設定するものです。

本町では、第3期介護保険事業計画において旧町域の2圏域としていましたが、合併から3年が経過したことから、町内全域をひとつの日常生活圏域とします。

5 計画策定の経緯と策定後の点検体制

計画の策定にあたっては、高齢者福祉施策のあり方について、次のとおり広く町民や保健・医療・福祉関係者等の意見を伺い、内容に反映させています。

- 「美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」の設置
- 高齢者福祉に関するアンケート調査の実施
- パブリックコメントの実施（広報、インターネットにより募集）

また、この計画の実施状況については、保健・医療・福祉関係者等による「介護保険運営委員会（兼地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス検討委員会）」において点検を行い、介護保険事業や高齢者福祉の動向を踏まえた施策の推進を図ります。

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念

「高齢者が生き生きと暮らせる健やかで安心なまちづくり」

健康づくりや介護予防により、高齢者が生き生きと自立した生活ができるよう支援するとともに、高齢者の尊厳が確保され、介護の必要な高齢者とその家族が安心できる介護サービスを適切に提供できるよう整備します。また、高齢者を地域の住民が支える地域型福祉社会の形成を推進します。

2 基本方針

(1) 元気な高齢者づくりの推進

老人クラブ活動や地域活動、就労等を通してより多くの高齢者が社会活動に参加できるように支援し、また、高齢者を対象にした健康づくり事業を展開して元気な高齢者づくりを推進します。

(2) 高齢者の生涯にわたる自立した生活の支援

高齢者が要介護・要支援状態にならないよう介護予防対策を重点的に展開するとともに、自立した生活を支援するための福祉サービスを多角的に整備し提供していきます。

(3) 高齢者の尊厳が確保される介護サービス提供と家族介護力向上の推進

介護サービスを必要としている高齢者に、適切な介護サービスが提供されるようにサービス基盤を整備するとともに、介護保険制度の広報・啓発、介護講習会等の開催により、家族や地域における介護力向上の推進を図ります。

(4) 高齢者を地域で支える“地域型福祉社会”の形成

福祉関係機関や民間事業者と連携を取り、福祉教育やボランティア活動の推進、効率的な福祉サービスの提供に努め、また、高齢者の支援対策や介護予防事業等が、地域住民の主体的、組織的な取り組みによって展開できるように支援し、地域型福祉社会の形成を推進します。

第3章 高齢者の現状と将来の見通し

1 高齢者人口の現状と将来推計

(1) 高齢化の推移、推計

美里町の総人口は25,937人(平成20年12月1日現在)で、高齢化率は27.4%となっています。全国平均(平成20年4月確定値22.0%)に比べ5.4%も高く、今後さらに高齢化が進み、平成26年度においては31%を超えるものと推測されます。

人口の現状

	平成12年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総人口	27,395人	26,329人	26,516人	26,282人	25,937人
高齢者人口	6,360人	6,881人	6,929人	6,992人	7,097人
高齢化率	23.2%	26.1%	26.1%	26.6%	27.4%

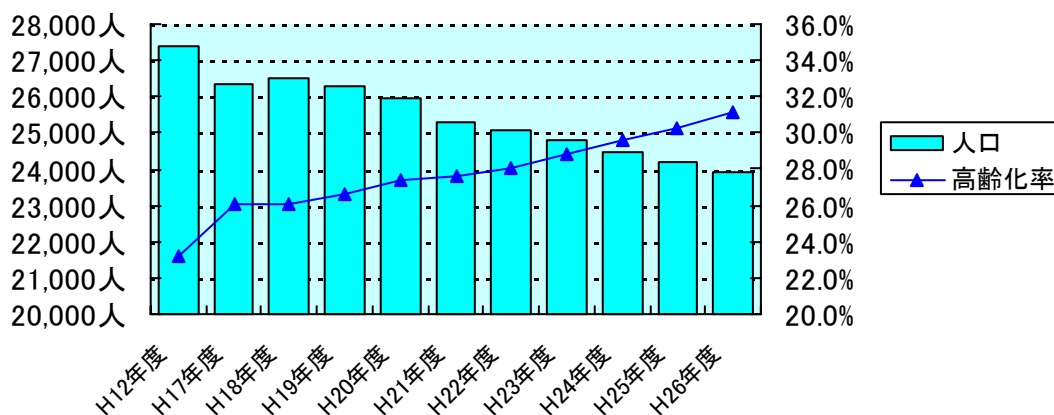
※平成17年度までは国勢調査、平成18年度から平成20年度までは各年12月1日現在の住民基本台帳値。

人口の推計

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	25,321人	25,066人	24,777人	24,488人	24,199人	23,910人
高齢者人口	7,001人	7,032人	7,136人	7,240人	7,344人	7,448人
高齢化率	27.6%	28.1%	28.8%	29.6%	30.3%	31.2%

※平成21年度以降は、厚生労働省の「第4期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート」に基づくコーホート変化率法による推計値。

人口と高齢化率の推移



(2) 後期高齢者割合の推移、推計

平成12年には前期高齢者(65~74歳)が高齢者人口の60%を占めていましたが、平成20年度には後期高齢者(75歳以上)が前期高齢者の数を上回り、その後も後期高齢者が増加しています。

高齢者人口の現状

	平成12年		平成17年		平成20年	
	人口	率	人口	率	人口	率
高齢者人口	6,360人	100.0%	6,881人	100.0%	7,097人	100.0%
65～74歳	3,802人	59.8%	3,480人	50.6%	3,283人	46.3%
75歳以上	2,558人	40.2%	3,401人	49.4%	3,814人	53.7%

※平成17年度までは国勢調査、平成20年度は12月1日現在の住民基本台帳値。

高齢者人口の推計

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
高齢者人口	7,001人	7,032人	7,136人	7,240人	7,344人	7,448人
65～74歳	3,208人	3,140人	3,225人	3,310人	3,395人	3,480人
前期高齢者率	45.8%	44.7%	45.2%	45.7%	46.2%	46.7%
75歳以上	3,793人	3,892人	3,911人	3,930人	3,949人	3,968人
後期高齢者率	54.2%	55.3%	54.8%	54.3%	53.8%	53.3%

※高齢者人口はコーホート変化率法による推計値。

2 高齢者世帯数の状況

総世帯数は、核家族化が進む中で増加傾向を続けており、平成16年度に比べて平成20年度には201世帯（2.5%）の増となっています。また、この間のひとり暮らし高齢者の推移は156世帯（27.9%）の増、高齢者のみの世帯の推移は74世帯（11.5%）の増となっており、どちらも総世帯数の増加率より大きな伸びを示しています。急速な高齢化の進行とともに、家族介護力の低下が懸念されます。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
総世帯	8,148世帯	8,200世帯	8,238世帯	8,337世帯	8,349世帯
ひとり暮らし高齢者	560世帯	587世帯	628世帯	682世帯	716世帯
高齢者のみ世帯	644世帯	671世帯	693世帯	700世帯	718世帯
計	1,204世帯	1,258世帯	1,321世帯	1,382世帯	1,434世帯

※宮城県高齢者人口調査より

平成20年3月末日現在の世帯状況を、県、大崎圏域と比較してみると、総世帯数に対して、ひとり暮らし高齢者世帯が占める割合は、県、大崎圏域とも7.8%となっていますが、美里町は8.6%で県、大崎圏域を上回っており、県内36市町村の中で、9番目に高い割合となっています。また、高齢者のみの世帯の割合は、県が8.9%、大崎圏域が7.1%なのに対し、美里町は8.6%で、県より少し下回りませんが、大崎圏域を上回っており、県内では11番目に高い割合となっています。

	宮城県	大崎圏域	美里町
総世帯数	891,573世帯	70,384世帯	8,349世帯
一般世帯 (高齢者のいない世帯)	544,775世帯	34,199世帯	3,690世帯
構成比	61.1%	48.6%	44.2%
高齢者のいる世帯	346,798世帯	36,185世帯	4,659世帯
構成比	38.9%	51.4%	55.8%
ひとり暮らし高齢者世帯	69,389世帯	5,490世帯	716世帯
構成比	7.8%	7.8%	8.6%
高齢者のみの世帯 (ひとり暮らし世帯除く)	78,905世帯	5,027世帯	718世帯
構成比	8.9%	7.1%	8.6%
高齢者のいる その他の世帯	198,504世帯	25,668世帯	3,225世帯
構成比	22.3%	36.5%	38.6%

※平成20年度宮城県高齢者人口調査より（構成比は総世帯数に対する割合）

3 要介護・要支援認定者数の推移及び見込み

平成12年の介護保険制度開始以来、要介護等認定者数は毎年伸び続けています。この3年間においては、これまで急激な増加を続けていた要介護認定者数でしたが、前期の増加率と比べるとやや緩やかになりました。

平成18年度制度改正により新予防給付が開始されたことに伴い「要支援」が「要支援1」に、「要介護1」が「要支援2」と「要介護1」に新たに区分けされ、軽度の認定者数に変化がありますが、「要介護2」から「要介護4」の認定者数は増え続けています。しかし、最も介護度の重い「要介護5」の認定者数については、減少傾向にあります。

今後、被保険者の増加に伴って要介護者数も増加すると推測されますが、一般高齢者や特定高齢者に対する介護予防事業を強化していくことにより、伸び率の上昇を抑制できると推測しています。

要介護・要支援認定者数の現状

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援	146人	22人	
要支援1		78人	131人
要支援2		138人	163人
要介護1	328人	247人	214人
要介護2	151人	154人	155人
要介護3	144人	158人	168人
要介護4	129人	145人	149人
要介護5	144人	128人	114人
合計	1,042人	1,070人	1,094人
対前年比		2.7%	2.2%

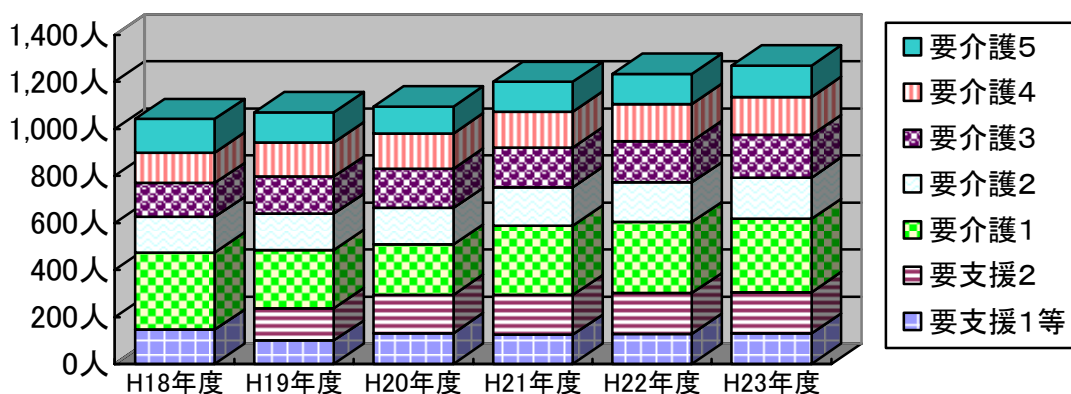
※各年10月末65歳以上の実績値。

要介護・要支援認定者数の推計

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	125人	128人	130人
要支援2	168人	173人	175人
要介護1	295人	302人	312人
要介護2	164人	169人	175人
要介護3	169人	175人	181人
要介護4	152人	158人	163人
要介護5	126人	129人	133人
合計	1,199人	1,234人	1,269人
対前年比		2.9%	2.8%

※65歳以上の推計値。

要介護・要支援認定者数の推移



4 介護保険サービス利用の状況

(1) サービス利用者の状況

サービス利用者数は、要介護認定者数と比例しており、平成18年度から約8%増加しています。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
居宅サービス利用者数	596人	600人	645人
地域密着型サービス利用者	55人	67人	64人
施設サービス利用者	201人	215人	209人
介護老人福祉施設	117人	123人	123人
介護老人保健施設	68人	74人	70人
介護療養型医療施設	16人	18人	17人
合計	852人	882人	918人

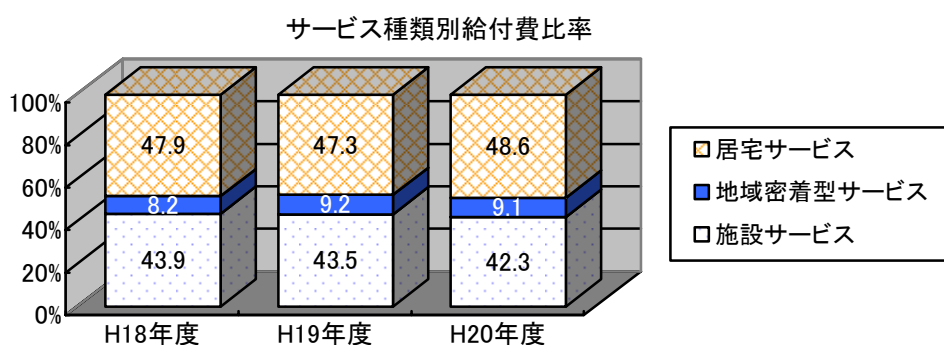
※平成19年度までは年間の利用者の累計を12ヶ月で除した月平均値。
平成20年度は9月までの累計を6ヶ月で除した月平均値。

(2) 介護給付費の状況

介護給付費は、サービス基盤の充実や利用者数に伴って年々増加しています。また、3つのサービス種類の給付費比率が安定している状況から、全体的に均一に給付費が増加しています。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
居宅サービス	52,352,370円	56,427,444円	58,707,839円
地域密着型サービス	8,909,981円	10,974,162円	10,974,161円
施設サービス	48,033,859円	51,820,682円	51,184,617円
介護老人福祉施設	27,231,203円	28,661,254円	28,551,779円
介護老人保健施設	15,962,528円	17,548,458円	17,065,814円
介護療養型医療施設	4,840,128円	5,610,970円	5,567,025円
合計	109,296,210円	119,222,288円	120,866,616円

※平成19年度までは年間の給付費総額を12ヶ月で除した月平均値。平成20年度は9月までの累計を6ヶ月で除した月平均値。



5 高齢者の健康状況

(1) 基本健康診査

介護保険制度の改正に伴い、平成18年度より65歳以上の方に生活機能評価を行い、要介護状態となるおそれが高い虚弱な状態にある方(特定高齢者)を早期に発見する事業が始まりました。

平成19年度の全国の生活機能評価結果は、基本チェックリスト受診者が6,514,183人(65歳以上人口に対する割合23.9%)、特定高齢者候補者が1,323,275人(65歳以上人口に対する割合4.9%)でした。

基本健康診査結果

	65歳以上人口 (翌4月1日現在)	受診者数	A	B	C	D
			異常認めず	要指導(a)	要指導(b)	要医療
平成18年	6,985人	2,278人	307人	303人	825人	843人
	100.0%	32.6%	13.5%	13.3%	36.2%	37.0%
平成19年	7,011人	2,410人	295人	364人	842人	909人
	100.0%	34.4%	12.2%	15.1%	34.9%	37.7%

生活機能評価結果

	基本チェック リスト受診者	特定高齢者 候補者	総合 (うつを除く)	運動器の機 能向上	栄養改善	口腔機能の 向上
平成18年	2,277人	52人	18人	22人	10人	9人
	32.6%	2.3%	34.6%	42.3%	19.2%	17.3%
平成19年	2,409人	331人	41人	233人	11人	120人
	34.4%	13.7%	12.4%	70.4%	3.3%	36.3%
平成20年	2,568人	491人	66人	233人	39人	335人
	-	19.1%	13.4%	47.5%	7.9%	68.2%

(2) 高齢者医療の受診状況

国民健康保険に加入する高齢者の1ヶ月の受診状況を見ると、被保険者の76.4%が受診しており、その7割が生活習慣病に伴う受診となっています。

	国保被保険者数	1ヶ月の受診実人数	内生活習慣病対象者
平成20年5月診療分	2,545人	1,945人	1,377人
	100.0%	76.4%	70.8%

※65歳以上74歳未満の国保被保険者。

6 その他の状況

(1) 高齢者の就労状況

	65歳以上人口(A)	就業者数(B)	(B/A)率
平成12年	6,360人	1,236人	19.4%
平成17年	6,881人	1,295人	18.8%

※国勢調査より。

(2) シルバー人材センター登録人数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
登録者数	225人	227人	238人

※平成20年度は平成21年1月現在の登録者数。

(3) 老人クラブ会員数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
単位クラブ数	29クラブ	29クラブ	27クラブ
会員数	1,689人	1,627人	1,452人

7 高齢者福祉に関するアンケート調査

(1) 調査の目的

この調査は、「美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたり、広く高齢者の皆様の意見を聴取し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査基準日

平成20年12月1日

(3) 調査対象者

町内に居住する65歳以上の方から無作為に抽出された高齢者(304人)

(4) 調査方法

民生委員に調査票の配布と回収を依頼し、対象者は無記名により回答

(5) 調査結果

別添資料のとおり (P45)

各論

第1章 高齢者福祉事業

1 高齢者福祉事業の概要

長年にわたって社会の進展に寄与してきた高齢者の方々が、地域で敬愛されるとともに、生きがいをもって健康で安心した生活を送ることができるよう、地域全体で支えていくための施策を推進していきます。

2 高齢者活動支援事業

(1) 敬老事業

① 敬老式

高齢者の多年の労苦をねぎらい、敬老の意を表するため、毎年9月に敬老式を町内7会場で開催しています。該当年度内に満75歳以上になる方を対象としていますが、合併の経過措置により、南郷地区は当初70歳以上だった対象年齢を毎年1歳ずつ引き上げています。敬老式の第2部として行う「敬老を祝う会」は社会福祉協議会への委託事業として実施しており、各地区社協が中心となって、地域のボランティア等の協力をいただきながら、手配運営をしています。

開催方法等を検討しながら、平成21年度以降も継続して実施します。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
対象者数	4,188人	4,212人	4,219人	4,270人	4,324人	4,497人

※平成20年度までは実績値、平成21年度以降は目標値。

② 敬老金・特別敬老祝金

対象年齢となる方々に町から敬老金・特別敬老祝金をお渡しし、福祉の増進を図るとともに、敬老金の一部に町商工会等の商品券を使うことにより地域振興を図っています。

敬老金は、77歳（喜寿）の方に1万円、88歳（米寿）の方に2万円、99歳（白寿）の方に3万円を、敬老式の日各会場でお渡ししています。特別敬老祝金は、満百歳の誕生日に20万円をお渡ししています。

支給内容を検討しながら、平成21年度以降も継続して実施します。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
敬老金	1,007人	409人	445人	482人	460人	470人
特別敬老祝金	4人	3人	10人	2人	6人	11人

※平成18年度の敬老金は、77歳、80歳、88歳、90歳、99歳が支給対象。平成20年度までは実績値、平成21年度以降は目標値。

(2) 老人クラブ支援事業

町内各地域の単位老人クラブと、全体組織の老人クラブ連合会に対して助成を行い、高齢者の知識と経験を生かした生きがいと健康づくりのための多様な社会活動と社会参加を支援しています。

単位老人クラブでは、除草や花植え等の奉仕活動、会員相互の親睦や教養を高めるための講座の開催、健康増進を目的としたレクリエーション活動等を行っています。

老人クラブ連合会では、単位老人クラブの代表組織としての活動のほか、芸能大会や、健康づくり事業を実施しています。

老人クラブへの補助金は国の補助金を活用しているため、今後の動向を見ながら、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進のため継続実施していきます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
単位クラブ数	29クラブ	29クラブ	27クラブ	27クラブ	27クラブ	27クラブ
会員数	1,689人	1,627人	1,452人	1,500人	1,500人	1,500人

※平成20年度までは実績値、平成21年度以降は目標値。

(3) 老人憩いの家及びシルバー創作館の管理

高齢者の心身の健康保持及び老人クラブ活動等の拠点とするため、各地域に老人憩いの家等の老人福祉施設を設置しています。老人憩いの家は、南郷地域の「ことぶき荘」、小牛田地域の「中央白寿館」、「駅前白寿館」、「北浦西部白寿館」、「青生白寿館」の5館があります。また、不動堂地区には、老人クラブ活動のほか、しめ縄づくり等の創作活動を行うためのシルバー創作館「鶴寿館」があります。

老人クラブの活動拠点、高齢者の余暇活動や生きがいづくりの支援を行うため、継続して管理運営していきます。

3 老人保護措置事業

(1) 養護老人ホーム入所措置事業

老人福祉法に定められた市町村の措置事務として実施しており、在宅での日常生活に支障がある者について、心身の状況、環境の状況、経済状況等を総合的に勘案して、養護老人ホームへの入所措置を行います。

要保護高齢者の相談や調査等に基づき、医師等からなる「美里町老人ホーム入所判定委員会」を開催。判定結果に基づき養護老人ホームに対して入所措置を行います。

入所後は、入所者の状態に応じた措置費を各施設に支弁し、また、入所者から所得に応じた費用徴収を行います。

本町においては、今後もひとり暮らし高齢者がさらに増加することが見込まれます。在宅で養護を受けることが困難な高齢者については適切に措置事務を実施します。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
入所者数	18人	17人	16人	16人	16人	16人

※各年度の4月1日の入所者数。平成19年度までは実績値、平成20年度以降は目標値。

4 高齢者自立支援事業

(1) 高齢者外出支援事業

歩行困難で一般の公共交通機関を利用することが困難な方や下肢が不自由な方に対して、専用の移送車両により、利用者の居宅と医療機関や福祉サービスを提供する場所との間を送迎し、在宅での継続した生活を支援します。

車両の運行に関しては美里町社会福祉協議会に委託していますが、利用希望の受付や登録の決定については健康福祉課で行っています。

歩行困難な高齢者等の適切な医療受診、また、在宅での継続した生活を支援するため、運行方法や、利用料金等について検討しながら今後も実施します。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延べ利用回数	321回	250回	250回	180回	180回	180回

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は目標値。

(2) 軽度生活援助事業

65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者で、日常生活上の援助が必要な方に対して、食材の買物・整理整頓・除草・除雪等を予め登録された生活介助員が訪問により援助し、自立生活の援助を行うものです。

在宅の要援護高齢者に対して軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を予防します。

美里町社会福祉協議会への委託事業として実施していますが、最近では、民間事業者による生活援助サービスも実施されていることから、それらとの比較を行いながら、今後の実施内容について検討していきます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
登録者数	37人	35人	35人	35人	35人	35人
利用時間	602時間	522時間	600時間	640時間	640時間	640時間

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は目標値。

(3) 高齢者等総合相談事業

身近なところに相談窓口を設置し、高齢者等の様々な相談に応じて問題の解決に努めます。弁護士による無料法律相談、民生委員等相談員による生活相談を定期的実施しています。

無料法律相談は平成18年度まで生涯学習課でも実施されていましたが、平成19年度から本事業に統合して実施しています。アンケート調査では2番目に利用希望が多い事業となっています。

相談場所や受付件数、相談に要する所要時間等を検討しながら今後も継続して実施します。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法律相談	30件	43件	60件	60件	60件	60件
生活相談	40件	29件	48件	48件	48件	48件

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は目標値。

(4) 生きがいデイサービス事業

介護保険制度上、自立と認定された虚弱な高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、通所による日常生活指導、健康増進等に係る各種サービスを提供し介護予防に努めるとともに、地域ボランティアの協力を得ながら利用者間の交流を深め、健康づくり活動を行います。

在宅の虚弱高齢者の心身機能の維持及び向上、社会的孤立感の解消、自立生活の継続支援、要介護状態になることの予防を図るもので、アンケート調査ではもっとも利用希望が多い事業となっています。

美里町社会福祉協議会への委託事業として実施しており、現在、小牛田地域では「不動堂デイサービスセンター」で週4回、南郷地域では「老人憩いの家ことぶき荘」で週1回開催しています。

利用者の増加に伴い、開催会場ごとの定員や利用対象者の条件、スタッフ配置等の検討を要しますが、介護保険制度上自立と認定された高齢者には介護予防対策として有効と考えますので、今後も継続して実施します。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	80人	78人	83人	85人	90人	90人
開催回数	187回	249回	245回	247回	247回	247回

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は目標値。

(5) 配食サービス事業

在宅の65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者や身体障害者等の方々に、配達ボランティア等が定期的に食事(弁当)を届け、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を

行うものです。

美里町社会福祉協議会への委託事業として実施し、現在、小牛田地域では週 1 回、南郷地域では週 2 回、弁当の宅配を行っています。

平成 21 年度からは全地域で 2 回の配食サービスを提供できるように取り組んでいきます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	65人	79人	63人	65人	65人	65人
延べ配食数	3,092食	3,237食	3,270食	4,410食	4,410食	4,410食

※平成 19 年度までは実績値、平成 20 年度以降は目標値。

(6) 生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定で自立と判断された、またはそれと同等と認められる 65 歳以上のひとり暮らし高齢者で、基本的な生活習慣が欠如している等の理由で、一時的な養護が必要な場合に、養護老人ホーム等の施設を利用した短期間の宿泊により、日常生活に対する指導、支援を行います。町内の養護老人ホームひばり園に委託して実施しています。

平成 21 年度以降も、必要な方がいる場合は実施します。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	0人	1人	1人	1人	1人	1人

※平成 19 年度までは実績値、平成 20 年度以降は目標値。

5 地域型福祉推進事業

(1) ひとり暮らし高齢者安否確認事業

65 歳以上のひとり暮らし高齢者で見守りの必要な方に対して、予め登録された地域の方々が、日常的に訪問や電話等による安否確認を行うことにより、安心して地域で生活できるようにします。

美里町社会福祉協議会への委託事業として実施しており、さらに各地区社会福祉協議会により、安否確認対象者のリストアップや、協力員の登録等を行っています。

平成 22 年度まで、町から社協への委託事業として実施しますが、平成 23 年度以降は、町と社協の共同事業として継続実施するよう取り組んでいきます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
対象者数	422人	470人	471人	517人	517人	520人

※平成 19 年度までは実績値、平成 20 年度以降は目標値。

(2) ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業

65 歳以上の病弱なひとり暮らしの方で、必要と認められる場合、家庭用緊急

通報機器を設置し、急病等の緊急時に、本人からの通報や不働センサーにより、予め登録されている地域の方々の協力により速やかに救援活動を行います。

宮城県を中心とし県内全域をカバーしていた緊急通報システムが、平成19年度をもって廃止されたため、平成20年度より町が独自に警備会社と契約し事業を継続しています。アンケート調査では3番目に利用希望が多い事業となっています。

在宅で生活している病弱なひとり暮らし高齢者の日常生活上の安全を確保し、精神的な不安を解消するため、今後もシステム内容や委託事業者等を比較検討しながら継続実施していきます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
設置台数	70台	78台	84台	90台	100台	100台

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は目標値。

6 家族介護支援事業

(1) 高齢者紙おむつ等支給事業

65歳以上の高齢者で、常時失禁状態にある要支援または要介護に認定された方を介護している町民税非課税世帯の家族に対して、紙おむつ等支給利用券を交付します。この利用券は、町内の指定された薬局等で、紙おむつ、尿取りパット等の介護用品を購入できるもので、金額は対象者の介護度により異なります。

支給対象者の条件や支給内容を検討しながら、今後も継続して実施します。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
対象者数	42人	37人	40人	40人	40人	40人

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は目標値。

(2) ねたきり老人等介護慰労金支給事業

町民税非課税世帯で、ねたきりの高齢者を同居しながら介護している家族の方に、介護慰労金を支給しています。ただし、入院や施設入所している期間は支給対象となりません。

他の慰労金制度等も勘案し、今後の実施について検討していきます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
対象者数	16人	12人	10人	10人	10人	10人

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は目標値。

(3) 徘徊高齢者家族支援事業

要支援または要介護に認定された在宅の65歳以上の方等で、徘徊が認められる方を介護するご家族に、所在位置の確認できる小型の端末機器を貸与し、屋外で徘徊した際に、その場所を早期発見するもので、家族が現場に駆けつけられない場合は、警備員が代わりに駆けつけ対象者を保護します。

今後も介護保険制度のサービス等と比較検討しながら実施していきます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
対象者数	0人	1人	1人	1人	1人	1人

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は目標値。

7 社会福祉協議会支援事業

社会福祉協議会は、地域住民との協働・連携により福祉のまちづくりに取り組み、地域との関わりを基礎とした各種福祉事業を展開しています。

町としては、地域福祉活動の中核となる社会福祉協議会の活動を補助し、今後も連携して地域福祉の推進に努めます。

*** 美里町社会福祉協議会による高齢者福祉事業 ***

(1) みさと元気塾

介護予防につながる運動プログラムを通し、健康で自立した生活を支援します。

(2) 地域元気塾モデル事業

地域のコミュニケーションを活用した「体操教室」を開催し、地域で介護予防に取り組めるように支援します。

(3) アクティブシニアリーダー養成講座

ノルディックウォーキング等を通して、介護予防と健康づくりのリーダーを養成します。

(4) 調査・啓発事業

今まで実施してきた介護予防事業の調査・研究を基にパンフレット等を作成し、介護予防・健康づくりの啓発を行います。

(5) 一人暮らし高齢者交流事業（萩の会・やなぎ会）

70歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、季節の行事等を通し、参加者相互の交流と社会参加を促進します。

(6) 一人暮らし高齢者安心ボックス設置事業

70歳以上の一人暮らし高齢者世帯等へ、緊急時の必要物品を入れておくボックスを配布します。

(7) 介護機器の貸与事業

介護保険認定外の方で介護用ベット等を必要とする方に無料で貸出を行います。

(8) 金婚を祝う集い

結婚50周年の方を対象に金婚を祝う集いを実施し、併せて記念写真の贈呈をします。

8 シルバー人材センター支援事業

(社) 美里町シルバー人材センターは、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進を図ることを目的に事業を展開しています。

町では、今後も就業の場を求める高齢者の増加が見込まれることから、高齢者の活力ある地域社会づくりを促進するため、シルバー人材センターの事業運営を支援していきます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
登録者数	225人	227人	250人	250人	260人	270人

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は目標値。

第2章 地域支援事業

1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。

高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう実施します。地域支援事業は介護予防事業・包括的支援事業等をその内容として行います。

2 地域包括支援センターの適切な運営

高齢者に対して継続的かつ総合的なサービスを提供するためには、高齢者の保健・福祉を増進することを目的とする事業を行う者等が連携を図ることが必要です。そのためには、これらの連携の中核となる地域包括支援センターの強化を図りつつ適切な運営を行います。

美里町の第1号被保険者の数が7,000～7,500人程度で推移すると予測されますので、町直営の地域包括支援センターを1箇所運営していきます。その上で、各課・係との連携のもと運営を強化し、民生委員、健康協力員、食生活改善推進員、各サービス事業所等との連携により、保健福祉の総合窓口としての機能を発揮できるよう努めます。

また、高齢者の疾病を早期発見・早期治療に結びつけるため、健康増進事業担当部門や町内外の各医療機関とも連携を図ります。

3 介護予防事業の推進

(1) 介護予防一般高齢者施策

地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会を構築するために、健康教育・健康相談等の取り組みを通じて介護予防に関する活動を図るとともに、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を推進します。

地域包括支援センターが主催する地域での健康教育の実施の他、地域等から要請があった際には積極的に出向き、介護予防の普及・啓発に努めます。他課・他団体との連携を図りながら普及・啓発を推進します。

また、介護保険制度の理解を図るため、広報や健康教育等での周知を行って

きます。

地域で介護予防の取り組みが推進されるよう、特定高齢者施策として実施する事業等に住民がボランティアで参加することを促し、人材育成・啓発を図ります。

各事業の実施により、地域で介護保険制度の理解が深まり、介護予防への取り組みや制度の適切な利用が行える地域づくりを推進していきます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
健康教育実施回数	0回	1回	3回	4回	5回	6回

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は目標値。

(2) 介護予防特定高齢者施策

要介護状態等となるおそれが高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の方（以下特定高齢者という）を対象として実施することを基本とし、特定高齢者が要介護状態等になることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。

① 特定高齢者把握事業

年1回、生活機能評価検診を行い、特定高齢者の把握に努めます。

② 通所型介護予防事業

運動教室（運動機能向上事業）・歯つらつ教室（口腔器の機能向上事業）を特定高齢者に対して行い、要介護状態等になることを予防します。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加実人数	3人	31人	40人	40人	40人	40人

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は目標値。

③ 訪問型介護予防事業

特定高齢者の方へ訪問し、相談を行います。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加実人数	0人	0人	5人	5人	6人	7人

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は目標値。

④ 介護予防特定高齢者施策評価事業

定期的に事業の評価を行います。

4 包括的支援事業等の推進

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

特定高齢者を対象に、要介護状態等となることを予防するため、介護予防ケアプランを作成し、支援します。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
作成件数	3件	20件	45件	45件	46件	47件

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は目標値。

また、地域包括支援センターは指定介護予防支援事業所の指定をうけ、要支援状態となった方に対する予防給付のケアマネジメントを行い、要介護状態になることを継続的に予防していきます。(予防給付対象者数の推計値は、P34「⑭介護予防支援」を参照。)

(2) 総合相談・支援事業

高齢者の心身の状況や生活の実態を相談・訪問により把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行います。

高齢福祉サービスの利用等の相談については、地域包括ケア会議を開催し、関係機関と支援内容を検討します。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談件数	1,720件	1,442件	1,500件	1,550件	1,600件	1,650件

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は目標値。

(3) 権利擁護事業

高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とし、日常生活自立支援事業・成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、相談支援を行います。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ケアマネジャーの個々の支援や、主治医・地域の関係機関等との連携、施設との連携をはかり、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援します。

介護保険制度の適正な利用のため、ケアマネジャーへの定期的な会議・研修会

の開催、ケアプラン作成に関する支援・指導を行います。また、処遇困難事例への支援・相談を行います。

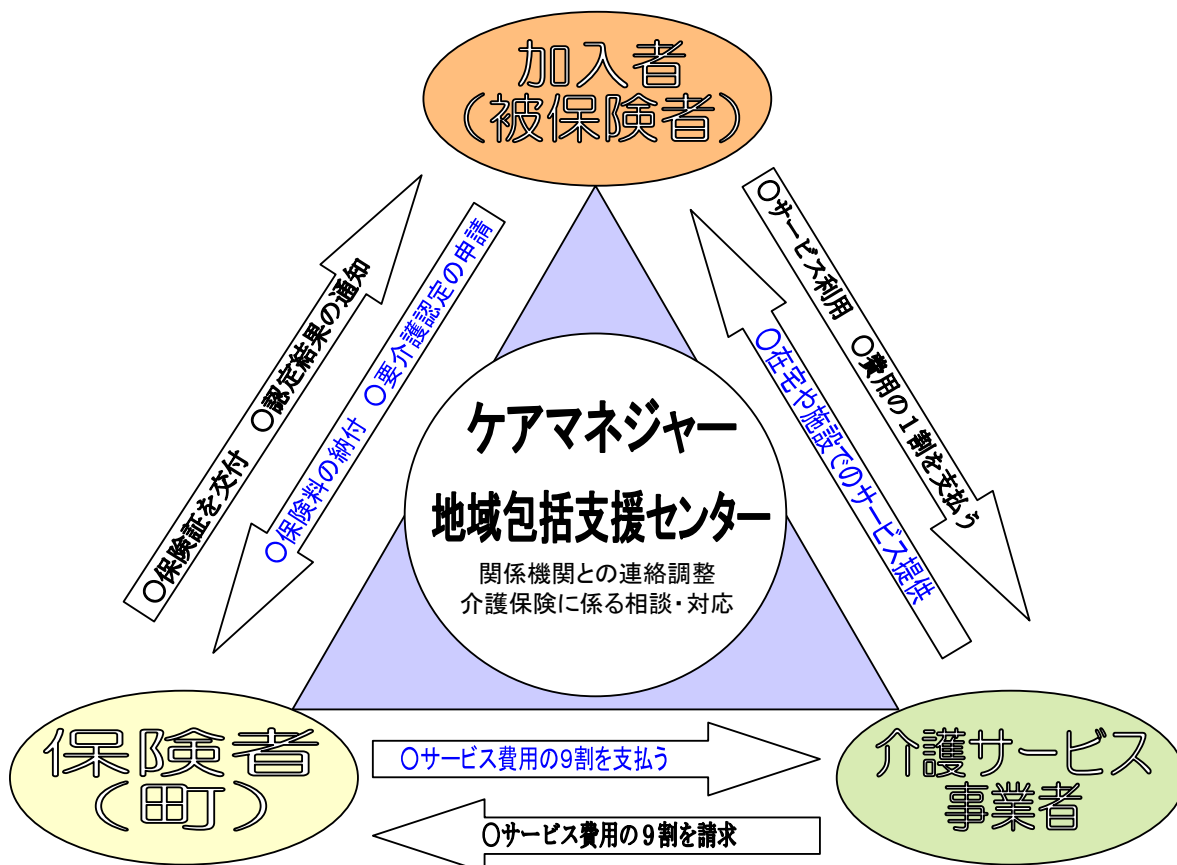
年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
研修実施回数	0回	6回	6回	6回	6回	6回

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は目標値。

第3章 介護保険事業

1 介護保険事業の概要

介護保険は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴や排泄、食事等の介護、機能訓練、看護療養上の管理等の医療が必要な人に対して、保健医療サービス・福祉サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき平成 12 年 4 月に創設されました。



介護サービスは、介護が必要となった方の要介護状態の軽減、悪化の防止に役立つように、地域包括支援センターやケアマネジャーが作成するケアプランによって、介護サービス事業者により提供されます。サービス利用者は、原則として費用の 1 割を事業者を支払い、町は、費用の残り 9 割を事業者を支払います。この財源には、国、県、町の負担金と 40 歳以上の方からの介護保険料が使われています。

2 介護保険サービス量の推計

(1) 施設サービス

要介護1以上の方が、介護保険施設に入所又は入院して介護を受けるサービスです。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で自宅での介護が困難な方が入所し、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理等が受けられるサービスです。現在、相当数の入所待機者がいると考えられますので、新たな施設整備に伴う利用者数の増を見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	1,404人	1,464人	1,536人	1,656人	1,656人	1,656人
平成20年4月分サービス提供施設数						16

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

病気やけが等の治療後、リハビリテーション等を必要とする方が入所し、医学的管理下における介護、看護、リハビリテーション等を受けることができるサービスです。介護療養型医療施設からの転換に伴う利用者数の増を見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	816人	888人	924人	984人	984人	1,128人
平成20年4月分サービス提供施設数						16

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

③ 介護療養型医療施設（療養型病床群等）

長期にわたって療養が必要な方が入所（入院）し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話、リハビリテーション等を受けることができるサービスです。なお、介護療養型医療施設は、平成24年3月までに廃止されることとなりますが、各医療機関の意思により医療の療養病床や介護老人保健施設等に転換されることとなります。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	192人	216人	216人	156人	156人	84人
平成20年4月分サービス提供施設数						5

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

(2) 地域密着型サービス

要介護状態の改善及び悪化の防止を目的として、日々の生活を住み慣れた地域

で送ることができるよう、「地域密着型サービス」が設置されています。これは、町が直接サービス事業者を指定し、指導監督も行いながら町民に提供するサービスです。

① 夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的巡回や通報での訪問により、入浴、食事の提供等の日常生活の世話を受けるサービスです。利用実績はありませんが、今後利用見込み数にあわせたサービス基盤の整備が必要となります。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成20年4月分 サービス提供事業所数						0

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

② 認知症対応型通所介護

認知症の方が、通所介護（デイサービス）に通い、入浴、食事の提供等の日常生活の世話、機能訓練を受けるサービスです。認知症高齢者の増加が懸念されており、利用者数の増を見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用回数	2,532回	3,324回	3,316回	3,473回	3,483回	3,509回
平成20年4月分 サービス提供事業所数						1

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

③ 小規模多機能型居宅介護

自宅や通所介護（デイサービス）等に通って、又は短期間その施設に宿泊し、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。利用実績はありませんが、今後利用見込み数にあわせたサービス基盤の整備が必要となります。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成20年4月分 サービス提供事業所数						0

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

④ 認知症対応型共同生活介護

認知症の方が、共同生活を営みながら、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。認知症高齢者の増加が懸念されており、利用者数の増が見込まれることから、事業期間中に2ユニットの基盤整備を予

定しています。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	336人	408人	480人	480人	696人	696人
平成20年4月分 サービス提供事業所数						10

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員の少ない有料老人ホーム、ケアハウス等で、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスです。利用実績はありませんが、今後利用見込み数にあわせたサービス基盤の整備が必要となります。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成20年4月分 サービス提供事業所数						0

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員の少ない特別養護老人ホームで、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けるサービスです。利用実績はありませんが、今後利用見込み数にあわせたサービス基盤の整備が必要となります。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成20年4月分 サービス提供事業所数						0

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

(3) 居宅サービス

要介護1以上の方を対象として実施され、自宅で介護を受けるサービスです。サービスを利用する際には、居宅介護支援事業所のケアマネジャーにケアプランの作成を依頼します。

① 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の身体介護や、掃除、洗濯、食事づくり等の生活支援を行うサービスです。平成18年度制度改正により、要介護1から要支援へ移行した方が多くいたことから減少しましたが、今後は増加すると見込まれます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用回数	45,924回	42,036回	41,739回	46,441回	46,962回	47,250回
平成20年4月分 サービス提供事業所数						17

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

② 訪問入浴介護

介護事業者等が浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。利用回数は、少しずつ減少傾向となっています。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用回数	2,172回	1,968回	1,859回	1,674回	1,665回	1,549回
平成20年4月分 サービス提供事業所数						9

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

③ 訪問看護

医学的な管理が必要な在宅療養者等が安定した療養生活を送ることができるように、看護師等が家庭を訪問し、医師の指示に基づいて病状の観察や床ずれ等の手当てを行うサービスです。要介護1から要支援へ移行した方がいたことから減少しましたが、利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用回数	6,324回	5,964回	5,763回	5,719回	5,770回	5,626回
平成20年4月分 サービス提供事業所数						9

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

④ 訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士等が、家庭を訪問して必要なリハビリテーションを行うサービスです。利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用日数	48日	228日	231日	225日	220日	225日
平成20年4月分 サービス提供事業所数						1

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が通院困難な方の家庭を訪問し、療養上の管理や介護方法の相談指導を行うサービスです。利用者数の動向を踏まえ、同程度で見

込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	550人	533人	600人	600人	600人	600人
平成20年4月分 サービス提供事業所数						11

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑥ 通所介護

通所介護施設（デイサービスセンター）において、入浴、食事の提供等の日常生活の世話、機能訓練を行うサービスです。今後利用者数の増加が見込まれます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用回数	21,276回	23,520回	23,637回	26,391回	26,737回	27,438回
平成20年4月分 サービス提供事業所数						20

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑦ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院等のデイケアセンター、医師の指示に基づいて理学療法士や作業療法士等が、必要なりハビリテーションを行うサービスです。今後利用者数の増加が見込まれます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用回数	8,520回	7,716回	7,760回	9,201回	9,361回	9,650回
平成20年4月分 サービス提供事業所数						13

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑧ 短期入所生活介護

介護老人福祉施設等の介護施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護を受けることができるサービスです。利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用日数	9,216日	10,284日	10,005日	9,946日	9,893日	9,805日
平成20年4月分 サービス提供事業所数						9

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑨ 短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理下で看護、介護、リハビリテーション等の介護を受けることができるサービスです。

利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用日数	996日	816日	757日	771日	780日	762日
平成20年4月分 サービス提供事業所数						7

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑩ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス等)に入所している方が、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話が受けられるサービスです。利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	192人	216人	216人	216人	216人	216人
平成20年4月分 サービス提供事業所数						4

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑪ 福祉用具貸与

心身の機能が低下して日常生活に支障がある人の自立を支援するため、ベット、車椅子、歩行器等の福祉用具を借りることができるサービスです。利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	3,264人	2,712人	2,645人	2,686人	2,699人	2,703人
平成20年4月分 サービス提供事業所数						22

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑫ 特定福祉用具購入費の支給

腰掛便座、入浴補助用具等の購入費が支給されるサービスです。今後利用者数の増加が見込まれます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	96人	72人	96人	108人	120人	132人

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑬ 住宅改修費の支給

住宅の手すりの設置、床段差の解消、引き戸等扉の取り替え、和式便器の洋式便器への取り替え等、住宅改修の費用が支給されるサービスです。利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	70人	45人	40人	48人	51人	54人

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑭ 居宅介護支援

ケアマネジャーが、要介護者に対する介護サービスの内容について本人及び家族と相談し、ケアプランを作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、介護サービス事業者との連絡調整等を行うサービスです。要介護等認定者数の増加に伴って、利用者数の増加が見込まれます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	7,008人	5,964人	6,007人	6,376人	6,457人	6,589人
				平成20年4月分 サービス提供事業所数		23

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

(4) 地域密着型介護予防サービス

要支援状態の改善及び悪化の防止を目的として、日々の生活を住み慣れた地域で送ることができるよう、「地域密着型介護予防サービス」が設置されています。「地域密着型サービス」と同様に、町が直接サービス事業者を指定し、指導監督も行いながら町民に提供するサービスです。

① 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方が、介護予防のために、日帰り介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。利用実績はありませんが、今後利用見込み数にあわせたサービス基盤の整備が必要となります。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用回数	0回	0回	0回	0回	0回	0回
				平成20年4月分 サービス提供事業所数		0

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防のために、自宅や日帰り介護施設等に通って、又は短期間その施設に宿泊し、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。利用実績はありませんが、今後利用見込み数にあわせたサービス基盤の整備が必要となります。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成20年4月分 サービス提供事業所数						0

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が、介護予防のために、共同生活を営みながら、入浴、食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。利用実績はありませんが、今後利用見込み数にあわせたサービス基盤の整備が必要となります。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成20年4月分 サービス提供事業所数						0

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

(5) 介護予防サービス

平成18年度制度改正に伴い新たに開始されたもので、要支援1及び要支援2と認定された方が給付対象となるサービスです。介護度を改善し重度化を防ぐ自立を促すサービスとして、本町では平成19年1月から始まりました。サービスを利用する際は、地域包括支援センターがケアプランを作成することになります。

① 介護予防訪問介護

介護予防のために、訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の支援を受けるサービスです。今後も微増で推移すると見込まれます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	60人	456人	531人	549人	563人	570人
平成20年4月分 サービス提供事業所数						10

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

② 介護予防訪問入浴介護

介護予防のために、自宅において提供された浴槽で、入浴の介護を受けるサービスです。利用実績はありませんが、今後利用見込み数にあわせたサービス基盤の整備が必要となります。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用回数	0回	0回	0回	0回	0回	0回
平成20年4月分 サービス提供事業所数						0

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

③ 介護予防訪問看護

介護予防のために、自宅において訪問看護師等により、療養上の世話又は必要な診療の補助を受けるサービスです。利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用回数	36回	96回	112回	116回	119回	121回
平成20年4月分 サービス提供事業所数						3

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

④ 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防のために、自宅において理学療法士や作業療法士等により、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けるサービスです。利用実績はありませんが、今後利用見込み数にあわせたサービス基盤の整備が必要となります。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用日数	0日	0日	0日	0日	0日	0日
平成20年4月分 サービス提供事業所数						0

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑤ 介護予防居宅療養管理指導

栄養改善、口腔機能向上等のために、自宅において医師、歯科医師、薬剤師等により、療養上の管理や指導を受けるサービスです。利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	0人	1人	12人	12人	12人	12人
平成20年4月分 サービス提供事業所数						0

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑥ 介護予防通所介護

通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、入浴、食事の提供等の日常

生活の世話、機能訓練等を受けるサービスです。利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	36人	420人	489人	505人	518人	524人
平成20年4月分 サービス提供事業所数						11

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑦ 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設等のデイケアセンターにおいて、運動器の機能向上に関するサービス等の個別プログラムを重視したサービスです。利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	12人	300人	350人	360人	369人	374人
平成20年4月分 サービス提供事業所数						8

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑧ 介護予防短期入所生活介護

介護予防のために、短期入所施設等に短期間入所して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用日数	0日	108日	123日	126日	130日	131日
平成20年4月分 サービス提供事業所数						3

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑨ 介護予防短期入所療養介護

介護予防のために、介護老人保健施設、療養型医療施設等に短期間入所して、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の支援を受けるサービスです。利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用日数	0日	36日	41日	42日	43日	44日
平成20年4月分 サービス提供事業所数						1

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防のために、有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)

等に入所して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話・機能訓練及び療養上の支援を受けるサービスです。利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	0人	36人	36人	36人	36人	36人
平成20年4月分 サービス提供事業所数						2

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑪ 介護予防福祉用具貸与

本人の生活機能の維持向上のために、福祉用具の貸与を受けるサービスです。利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	60人	324人	377人	390人	399人	404人
平成20年4月分 サービス提供事業所数						8

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑫ 特定介護予防福祉用具購入費の支給

本人の生活機能の維持向上の観点から、入浴又は排泄の用に供する福祉用具等の購入費が支給されるサービスです。利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	7人	20人	36人	36人	36人	36人

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑬ 介護予防住宅改修費の支給

住宅の手すりの設置、床段差の解消、引き戸等の取り替え、和式から様式への便器の取り替え等住宅改修の費用が支給されるサービスです。利用者数の動向を踏まえ、同程度で見込みます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	2人	17人	20人	20人	20人	20人

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

⑭ 介護予防支援

要支援1及び要支援2の方が、介護予防サービスを適切に受けられるように、地域包括支援センターが利用者の依頼を受け、その心身の状況、おかれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容等を

定めた居宅サービス計画を作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者との連絡調整等を行うサービスです。平成18年度制度改正に伴い増加しましたが、要介護等認定者数の増加に伴って、今後も微増で推移すると見込まれます。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数	120人	1,236人	1,440人	1,487人	1,524人	1,543人
				平成20年4月分 サービス提供事業所数		1

※平成19年度までは実績値、平成20年度以降は推計値。

3 サービス量の確保と質の向上

ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加、核家族化、女性の社会進出等により、家庭における家族の介護力の低下が進んでいます。また、平均寿命の伸びとともに、ねたきり高齢者・認知症高齢者等の介護を要する高齢者が増加傾向にあります。とくに「団塊の世代」が前期高齢者に達する平成26年には、高齢者が急激に増加すると推測されます。

このことを踏まえて、民間資本による介護サービス基盤の整備をさらに推進し、サービス事業者やケアマネジャーへの適切な指導監督によりサービスの質を高め、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で適切なサービスを安心して利用できるよう努めます。

4 適切な介護給付及び要介護・要支援認定の実施

介護サービス事業者に支払われる介護給付費については、その審査支払い業務を実施する宮城県国民健康保険団体連合会と連携し、給付の適正化を実施していきます。また、介護給付の前提となる要介護・要支援認定業務については、厚生労働省や宮城県の指導のもと、要介護認定システムの適切な運営を実施していきます。

5 低所得者の負担軽減策

(1) 特定入所者介護サービス等費

介護保険施設における居住費・食費について、利用者負担第1段階から第3段階までの方に対し、過重な負担とならないように、所得に応じた利用者負担限度額を定め、その超過額を補給付として保険給付します。

(2) 町民税課税層における居住費・食費の特例減額措置

特定入所者介護サービス費の給付対象とならない利用者負担第 4 段階に該当する高齢夫婦世帯で、一方が施設に入所し、居住費・食費を負担したときに、在宅に残された配偶者が生活困難にならないよう、特定入所者介護サービス費を適用し、利用者負担段階を第 3 段階として負担額を軽減します。

(3) 社会福祉法人軽減制度

低所得者でとくに生計が困難である方に対し、社会福祉法人の社会的役割を踏まえ、利用者負担段階に応じて利用者負担を軽減するものです。

(4) 旧措置入所者利用者負担の軽減措置

特別養護老人ホーム旧措置入所者が介護保険制度施行前に負担していた利用料が介護保険施行後に急激に高くなることに配慮して、利用料を減免します。また、旧措置入所者が施設入所のための費用負担が増え、支払が困難になることを避けるために、居住費及び食費の見直し後も措置時代の費用徴収額を上まわらないように、居室形態・利用者負担段階を考慮しながら負担額軽減措置をとります。

(5) 高額介護サービス費等（高額介護合算療養費）

利用者負担段階ごとに負担上限額を定め、それを超えた場合には、超えた額を高額介護サービス費、高額介護予防サービス費として保険給付を行います。また、医療と介護保険の両方を利用する人に過重な負担とならないように、合計額での負担上限額が定められました。

(6) 介護保険料の軽減措置等

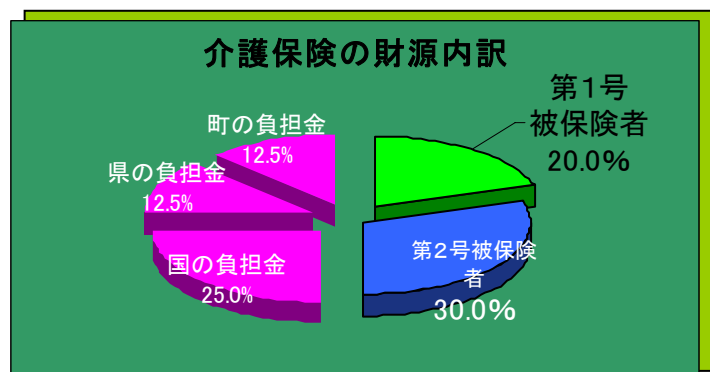
前年と比較して著しい所得状況等の変化により、当該年度における保険料の納付が困難な場合、保険料の減免等を行います。

- ・災害により住宅、家財に著しい損害を受けた場合の減免。
- ・生計中心者が、失業等により収入が著しく減少した場合の減免。
- ・生計困難な場合の保険料所得段階の変更。

6 介護保険財政の健全運営

介護保険事業の財源は、国、県、町による公費負担と、40 歳以上の方（第 2 号被保険者）と 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料によってまかなわれており、計画期間における財源の確保は、介護保険事業の健全な運営に最も重要となります。そのため、町では第 3 期事業計画（平成 18～20 年度）におけるサービス利用実績

をもとに、第4期事業計画（平成21～23年度）におけるサービス提供に必要な金額を国から示されたサービス量推計シートで算定し、第1号被保険者の介護保険料基準額を算出しました。



(1) サービス提供に必要な金額の算出

① 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス給付費の推計

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 居宅サービス	601,704,893円	606,026,400円	608,103,864円
①訪問介護	114,549,766円	115,811,198円	116,044,000円
②訪問入浴介護	19,178,044円	19,080,320円	17,741,162円
③訪問看護	43,926,900円	44,293,611円	43,019,730円
④訪問リハビリテーション	1,065,911円	1,041,114円	1,064,210円
⑤在宅療養管理指導	3,961,336円	3,961,336円	3,961,336円
⑥通所介護	194,120,720円	196,222,824円	200,613,235円
⑦通所リハビリテーション	67,596,523円	68,665,133円	70,607,984円
⑧短期入所生活介護	81,145,795円	80,565,025円	79,258,688円
⑨短期入所療養介護	7,362,777円	7,442,502円	7,171,672円
⑩特定施設入居者生活介護	32,092,610円	32,092,610円	32,092,610円
⑪福祉用具貸与	34,751,311円	34,794,727円	34,370,437円
⑫特定福祉用具販売	1,953,200円	2,056,000円	2,158,800円
(2) 地域密着型サービス	154,956,174円	208,657,395円	208,719,547円
①夜間対応型訪問介護	円	円	円
②認知症対応型通所介護	36,282,102円	36,316,024円	36,378,176円
③小規模多機能型居宅介護	円	円	円
④認知症対応型共同生活介護	118,674,072円	172,341,371円	172,341,371円
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	円	円	円
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	円	円	円
(3) 住宅改修	8,881,920円	9,437,040円	9,992,160円
(4) 居宅介護支援	73,602,522円	74,385,499円	75,683,901円
(5) 介護保険施設サービス	695,870,836円	695,870,836円	752,924,367円
①介護老人福祉施設	404,021,024円	404,021,024円	404,021,024円
②介護老人保健施設	242,276,499円	242,276,499円	278,574,722円
③介護療養型医療施設	49,573,313円	49,573,313円	27,652,550円
④療養病床(医療保険適用)からの転換分	円	円	42,676,071円
介護給付費計(小計)→(I)	1,535,016,345円	1,594,377,170円	1,655,423,839円

② 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス給付費の推計

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)介護予防サービス	53,483,862円	54,734,969円	55,374,594円
①介護予防訪問介護	12,580,268円	12,882,478円	13,042,510円
②介護予防訪問入浴介護	円	円	円
③介護予防訪問看護	816,372円	837,577円	851,357円
④介護予防訪問リハビリテーション	円	円	円
⑤介護予防居宅療養管理指導	88,819円	88,819円	88,819円
⑥介護予防通所介護	17,773,365円	18,233,806円	18,443,222円
⑦介護予防通所リハビリテーション	15,545,048円	15,929,643円	16,145,867円
⑧介護予防短期入所生活介護	717,067円	739,831円	745,522円
⑨介護予防短期入所療養介護	380,035円	389,084円	398,132円
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	3,112,040円	3,112,040円	3,112,040円
⑪介護予防福祉用具貸与	1,977,408円	2,028,251円	2,053,685円
⑫特定介護予防福祉用具販売	493,440円	493,440円	493,440円
(2)地域密着型介護予防サービス	円	円	円
①介護予防認知症対応型通所介護	円	円	円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	円	円	円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	円	円	円
(3)住宅改修	2,220,480円	2,220,480円	2,220,480円
(4)介護予防支援	6,683,668円	6,854,477円	6,935,405円
予防給付費計(小計)→(Ⅱ)	62,388,010円	63,809,926円	64,530,479円
総給付費(合計)→(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	1,597,404,355円	1,658,187,096円	1,719,954,318円

③ 介護保険運営に係る費用の推計

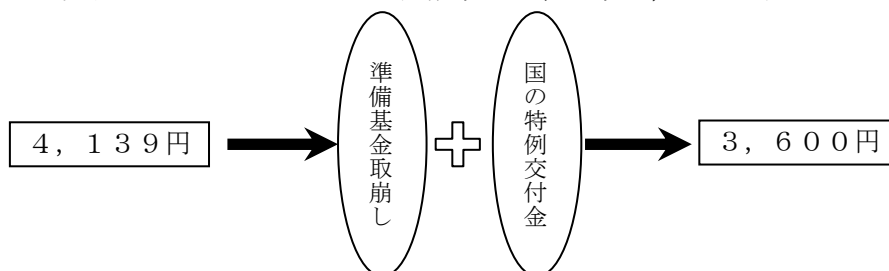
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
総給付費(Ⅲ)	1,597,404,355円	1,658,187,096円	1,719,954,318円	4,975,545,769円
特定入所者介護サービス費等給付額	82,540,000円	82,487,000円	88,325,000円	253,352,000円
高額介護サービス費等給付額	32,868,015円	33,922,780円	34,994,058円	101,784,853円
算定対象審査支払手数料	1,842,820円	1,912,960円	1,984,220円	5,740,000円
審査支払手数料支払件数	26,326件	27,328件	28,346件	82,000件
標準給付費見込額(A)	1,714,655,190円	1,776,509,836円	1,845,257,596円	5,336,422,622円

④ 地域支援事業に必要な費用

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
地域支援事業費(B)	40,467,000円	42,669,000円	45,008,000円	128,144,000円
(参考)保険給付費見込額に対する割合	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%

(2) 介護保険料基準額の算出

標準給付額の20%が第1号被保険者の負担となります。これを国の基準にあてはめて保険料基準額を算出すると、月額4,139円になりますが、準備基金の一部を取り崩すことにより、保険料基準額を月額3,652円と抑えることができました。さらに、国から緊急的に介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されることにより52円減額され、月額3,600円になります。



	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
標準給付費見込額 (A)	1,714,655,190円	1,776,509,836円	1,845,257,596円	5,336,422,622円
第1号被保険者負担分相当額	351,024,438円	363,835,767円	378,053,119円	1,092,913,324円
調整交付金相当額	85,732,759円	88,825,492円	92,262,880円	266,821,131円
調整交付金見込額	118,140,000円	122,402,000円	127,138,000円	367,680,000円
準備基金の残高 (平成20年度末の見込額)				200,000,000円
準備基金取崩額				116,900,000円
保険料収納必要額				875,154,455円
予定保険料収納率	98.57%			
保険料の基準額				
所得段階別加入割合補正後被保険者数	6,700人	6,731人	6,830人	20,261人
保険料 (年額)				49,673円
保険料 (月額)				4,139円
基金取崩し後保険料 (年額)				43,820円
基金取崩し後保険料 (月額)				3,652円

(3) 介護保険料の段階設定

介護保険料の段階設定については、新たに第4段階を細分化し、前年の合計所得金額と課税年金収入額の総額が80万円以下の方を第4段階、それ以外の方を第5段階とし、旧第4段階の中でも収入の少ない方に対して保険料負担を軽減することができるようになりました。また、平成17年の税制改正で所得金額125万円未満の方に対する老年者非課税措置が廃止されたことに伴い、旧第5段階に該当していた方の保険料負担率を軽減する措置がとられていました。この措置が平成20年度をもって終了することから、旧第5段階を細分化し新たに段階を設けることとなりました。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階
第3期	生活保護の受給者・老齢福祉年金受給者で世帯非課税の方	世帯非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	世帯非課税で、第1段階及び第2段階以外の方	世帯課税で本人非課税の方	本人課税で合計所得金額が200万円未満の方			本人課税で合計所得金額が200万円以上の方
月額	1,850円	1,850円	2,775円	3,700円	4,625円			5,550円
年額	22,200円	22,200円	33,300円	44,400円	55,500円			66,600円
乗率	×0.5	×0.5	×0.75	×1.0	×1.25			×1.5
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
第4期	生活保護の受給者・老齢福祉年金受給者で世帯非課税の方	世帯非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	世帯非課税で、第1段階及び第2段階以外の方	世帯課税であるが本人非課税の方で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	世帯課税であるが本人非課税の方で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	本人課税で合計所得金額が125万円未満の方	本人課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	本人課税で合計所得金額が200万円以上の方
月額	1,800円	1,800円	2,700円	2,980円	3,600円	4,060円	4,500円	5,400円
年額	21,600円	21,600円	32,400円	35,760円	43,200円	48,720円	54,000円	64,800円
乗率	×0.5	×0.5	×0.75	×0.83	×1.0	×1.13	×1.25	×1.5

第4章 その他の施策

1 高齢者等の安全・安心の確保

(1) 防災対策

災害が発生した時、高齢者や障害者等の一人では迅速に避難できない人（要援護者）の命を守るためには、行政、地域が一体となって支援していかなければなりません。このために、町では平成20年2月に「災害時要援護者支援マニュアル」を作成しました。

このマニュアルをもとに、災害時には地域住民が協力して支援活動にあたります。

災害時要援護者とは、移動が困難な方、理解や判断ができない方、時間のかかる方、情報の収受が困難な方、精神的に不安定になりやすい方、薬や医療装置がないと生活できない方等です。

災害時要援護対象者

- ①在宅の要介護認定者で要介護2～5の人
- ②認知症高齢者
- ③ひとり暮らし高齢者
- ④高齢者のみの世帯の人
- ⑤身体障害者（肢体不自由1～3級、視覚障害1～2級、聴覚障害2級、内部障害1級）
- ⑥知的障害者（療育A）
- ⑦精神障害者（1級）

対象者から登録申請のあった方について、支援台帳を作成し、民生委員児童委員、行政区長や自主防災組織等に開示し、普段からの見守りと災害が発生した時に支援するために役立てます。

2 高齢者の相談対応等

介護や生活支援、普段の生活における困りごと等、高齢者の総合的な相談窓口として、健康福祉センター内に地域包括支援センターを設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が、関係機関との連携により的確かつ迅速に対応いたします。

美里町健康福祉センター (地域包括支援センター)	美里町生き生きセンター
牛飼字新町 51 番地 32-2941	木間塚字原田 5 番地 58-0636

資料

計画策定委員会設置要綱

計画策定委員会委員名簿

高齢者福祉に関するアンケート調査の集計内容

町内介護保険サービス事業所等

災害時要援護者登録状況

用語集

美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成21年1月15日

告示第3号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、高齢者福祉の推進について、広く町民の意見を聴取するため、美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、美里町介護保険運営委員会委員を含む委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者を代表する者
- (2) 介護及び福祉に関し学識経験を有する者
- (3) 介護サービス又は福祉サービスに関する事業に従事する者
- (4) 福祉団体に関係する者
- (5) 地域住民で組織する団体に所属する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が委嘱することが必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、美里町介護保険運営委員会の委員長及び副委員長を充てるものとする。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年1月15日から施行する。

(委員の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

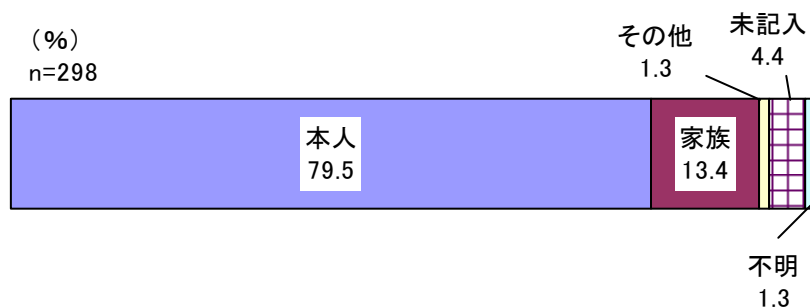
美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

No	氏名	所属等	資格	備考
1	岡山昭彦	町立南郷病院医師	②	介護保険運営委員会
2	高橋文一	歯科医師	②	介護保険運営委員会
3	渡辺恵	こごた訪問看護ステーション	③	介護保険運営委員会
4	木村清男	1号被保険者	①	介護保険運営委員会
5	佐藤孝志	1号被保険者	①	介護保険運営委員会
6	沼津和子	2号被保険者	①	介護保険運営委員会
7	辺見美代子	2号被保険者	①	介護保険運営委員会
8	西山養一	民生委員・児童委員協議会	④	介護保険運営委員会
9	安住宏	介護・福祉学識経験者	②	介護保険運営委員会
10	伊藤毅	健康福祉行政経験者	②	介護保険運営委員会
11	赤坂勝男	美里町社会福祉協議会	④	
12	黒澤廣志	老人クラブ連合会	⑤	
13	小野猛	養護老人ホームひばり園	③	
14	松田喜志子	なんごう在宅介護支援センター	③	

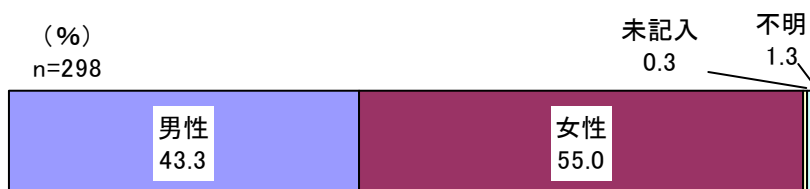
- ①介護保険被保険者を代表する者
- ②介護及び福祉に関し学識経験を有する者
- ③介護サービス又は福祉サービスに関する事業に従事する者
- ④福祉団体に関係する者
- ⑤地域住民で組織する団体に所属する者

高齢者福祉に関するアンケート調査結果

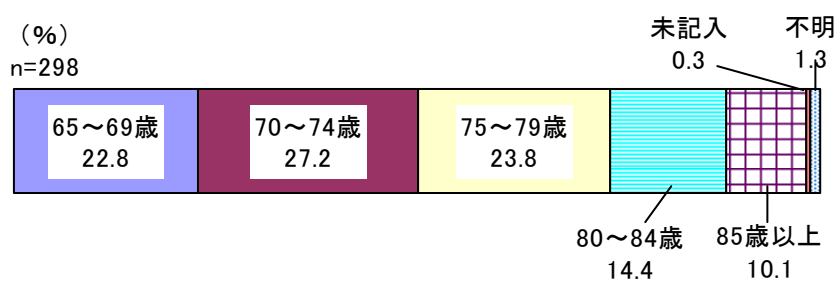
問1 このアンケートの記入者はどなたですか。(1つに○)



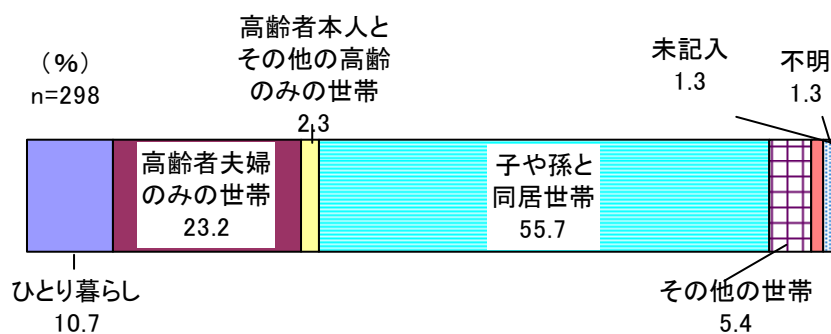
問2 ご本人の性別を教えてください。(1つに○)



問3 ご本人の年齢を教えてください。(1つに○)

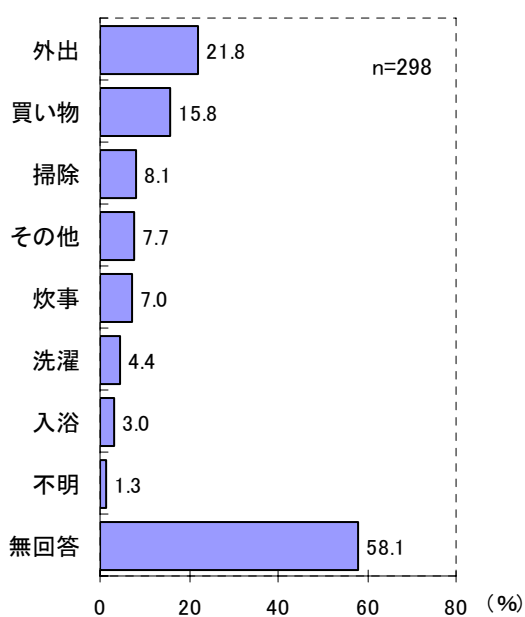


問4 同居している家族について教えてください。(1つに○)



問5 日常生活で不便を感じていることはありますか。(あてはまるすべてのものに○)

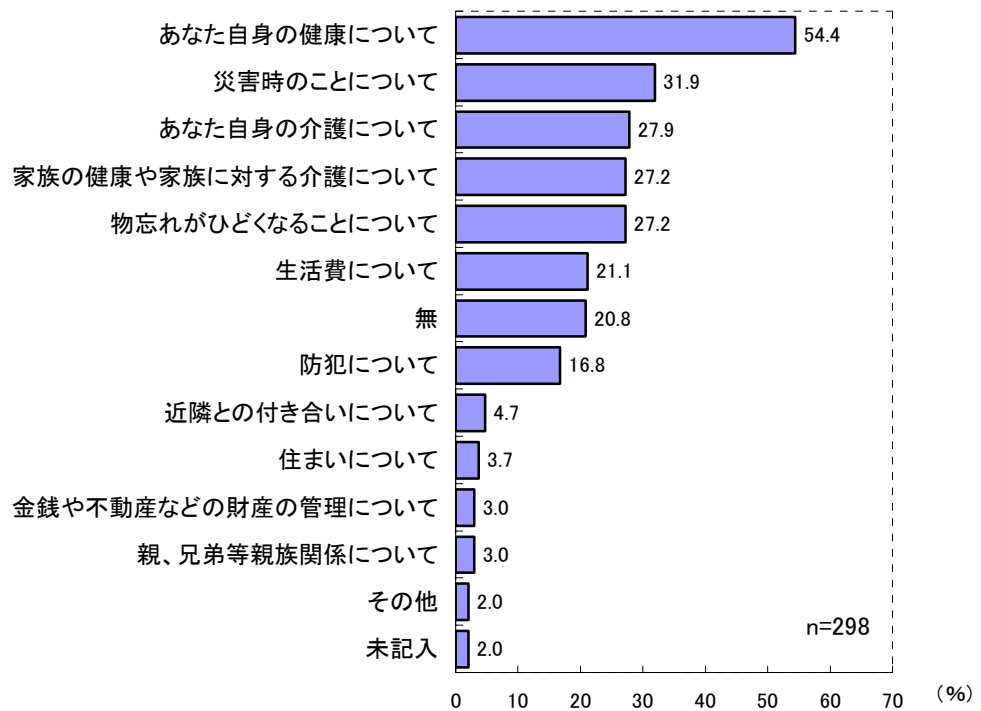
日常生活で不便に感じることは、外出 (21.8%) が最も高くなっています。以下、買い物 (15.8%)、掃除 (7.0%) と続きます。一方、不便を感じていることに無回答 (58.1%) が約6割となっています。



問6 日常生活においてどのようなことに不安を感じていますか。

(あてはまるものすべてに○)

日常生活で不安なこととしては、自身の健康について (54.4%) が最も高くなっています。続いて、災害時のことについて (31.9%)、自身の介護について (27.9%) と続きます。

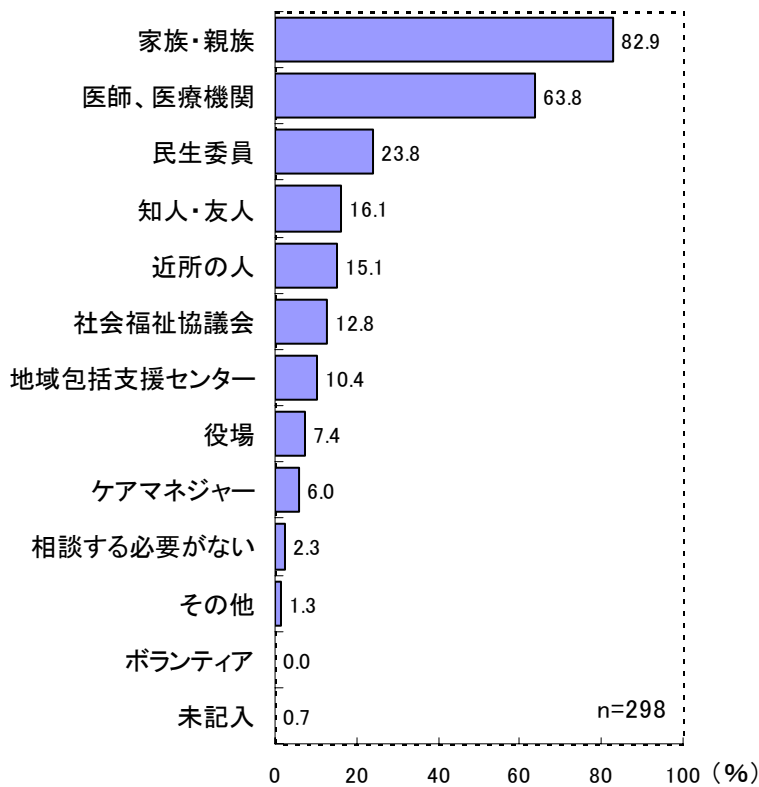


問7 あなたは、高齢者の総合相談窓口である「地域包括支援センター」をご存知ですか。また、利用したことがありますか。(1つに○)



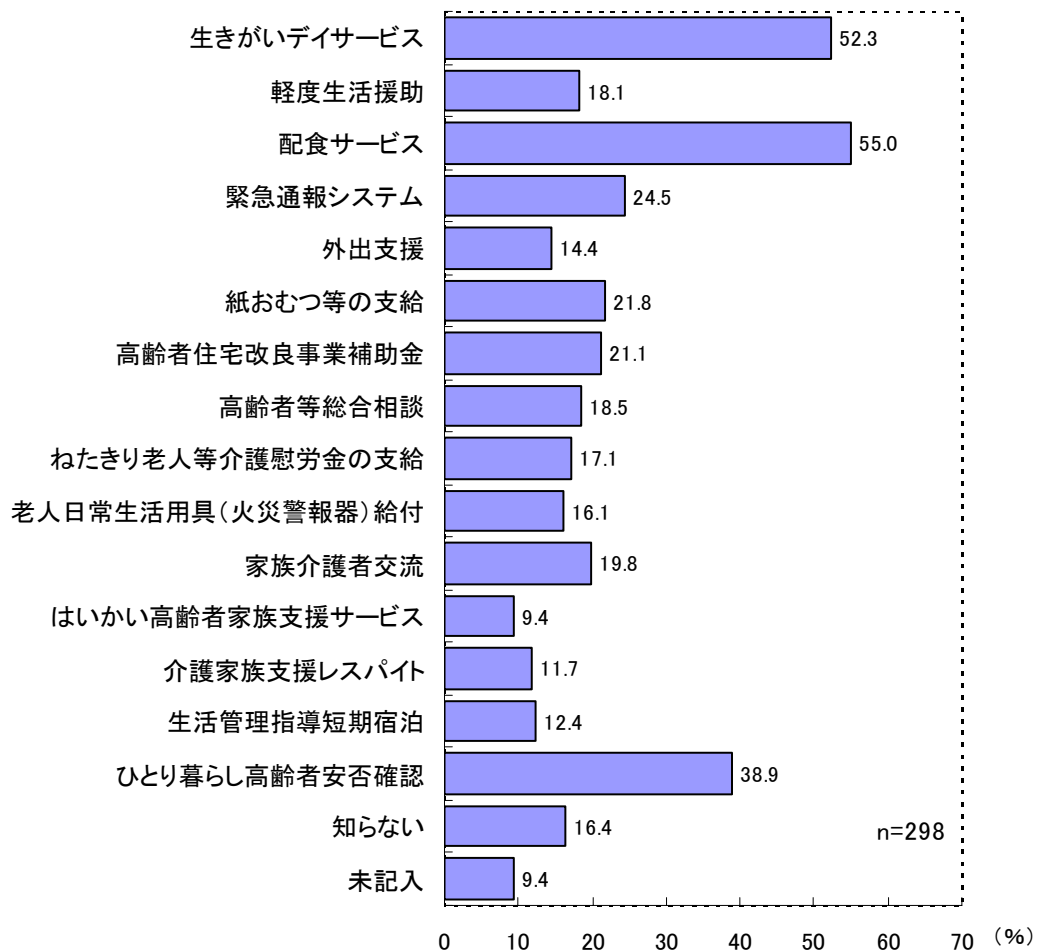
問8 健康や福祉について心配になったとき、相談したい人・相談したいところはどこですか。(主にあてはまるもの3つまで)

健康や福祉について、心配になったときの相談先としては、家族・親族(82.9)が最も高くなっています。以下、医師・医療機関(63.8%)、民生委員(23.8%)となっています。



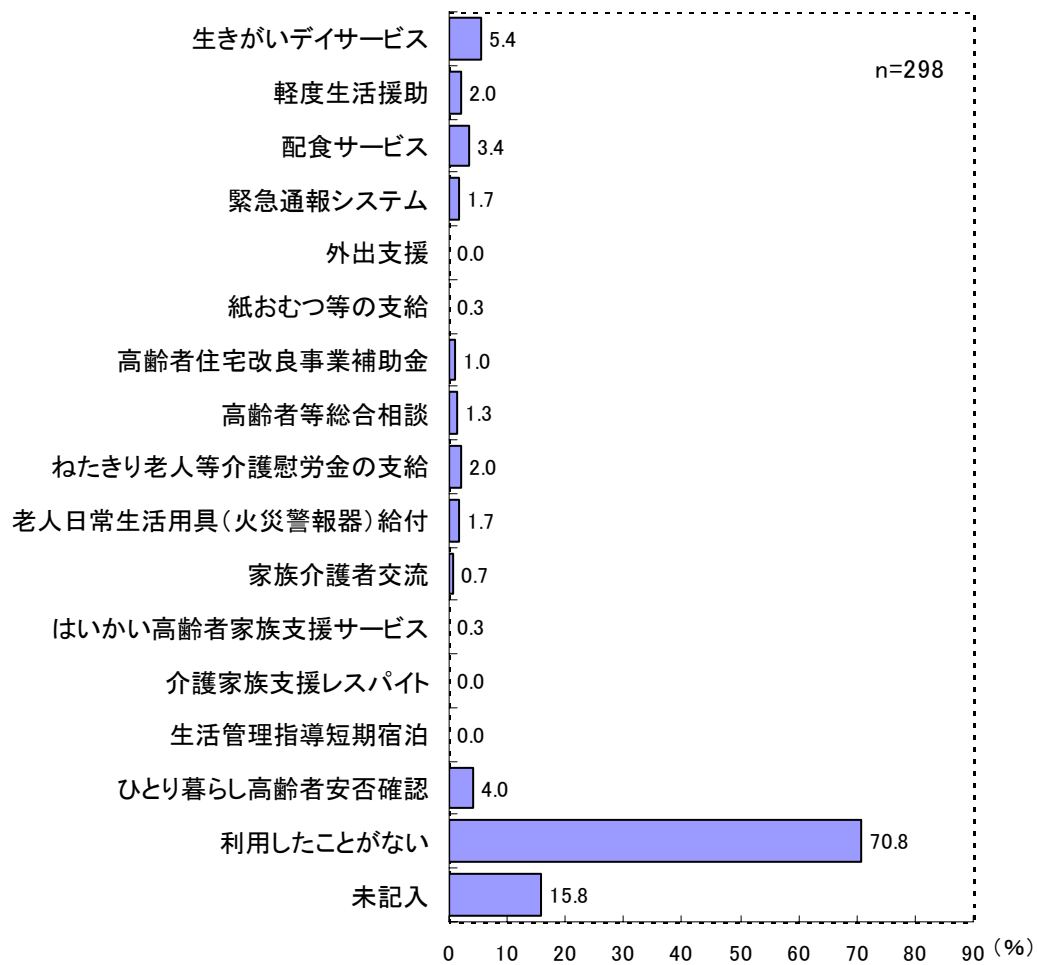
問9 美里町の高齢者福祉サービスを知っていますか。(知っているものすべてに○)

町で行っている高齢福祉サービスを尋ねたところ、配食サービス（55.0%）と生きがいデイサービス（52.3%）については、半数以上の方が、知っていました。続いて、ひとり暮らし高齢者安否確認（38.9%）、緊急報システム（24.5%）、紙おむつ等の支給（21.8%）、高齢者住宅改良事業補助金（21.1%）については、2割以上の方が知っていました。一方知らない（16.4%）という方もいました。



問10 町の高齢者福祉サービスで、あなたが現在利用している、または利用したことがあるサービスはありますか。(あてはまるものすべてに○)

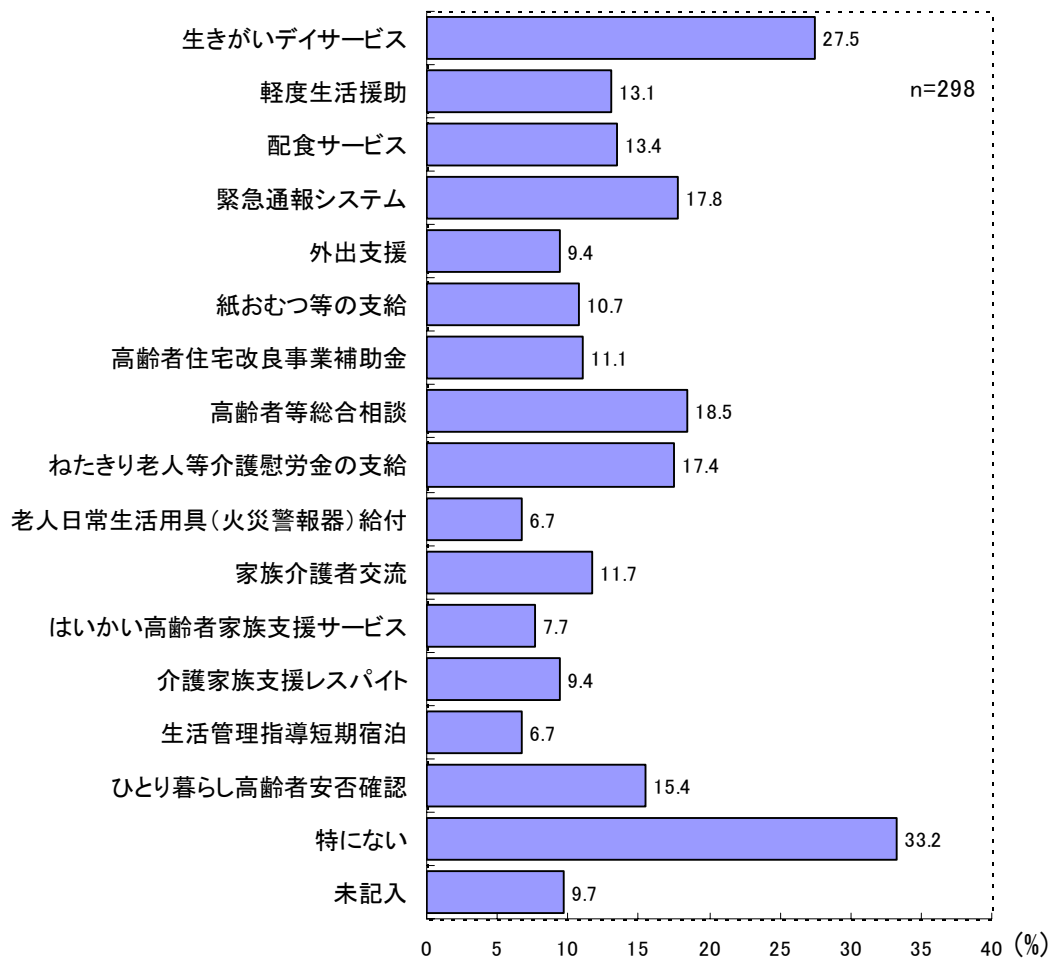
町の高齢者福祉サービスで、現在利用しているものとしては、生きがいデイサービス(52.3%)が一番高くなっています。利用したことがない(70.8%)が最も多くなっています。



問 1 1 あなたが今後利用したいと思う高齢者福祉サービスは何ですか。

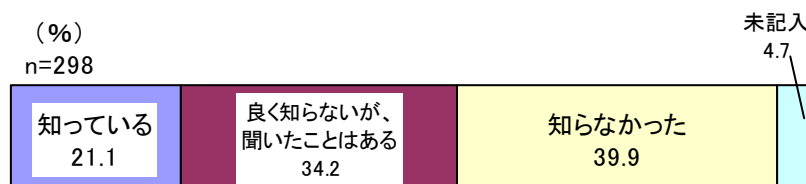
(あてはまるものすべてに○)

生きがいデイサービス (27.5%) が 2 割を超えています。高齢者等総合相談 (18.5%)、緊急通報システム (17.8%) と続いています。一方、特に無い (33.2%) という回答も見られます。



問12 病気などのため万一自分自身で判断できなくなった場合に、ご家族やご家族以外の信頼できる方などの中から家庭裁判所が選んだ「成年後見人」に財産管理などを任せられることができる制度（成年後見制度）があります。

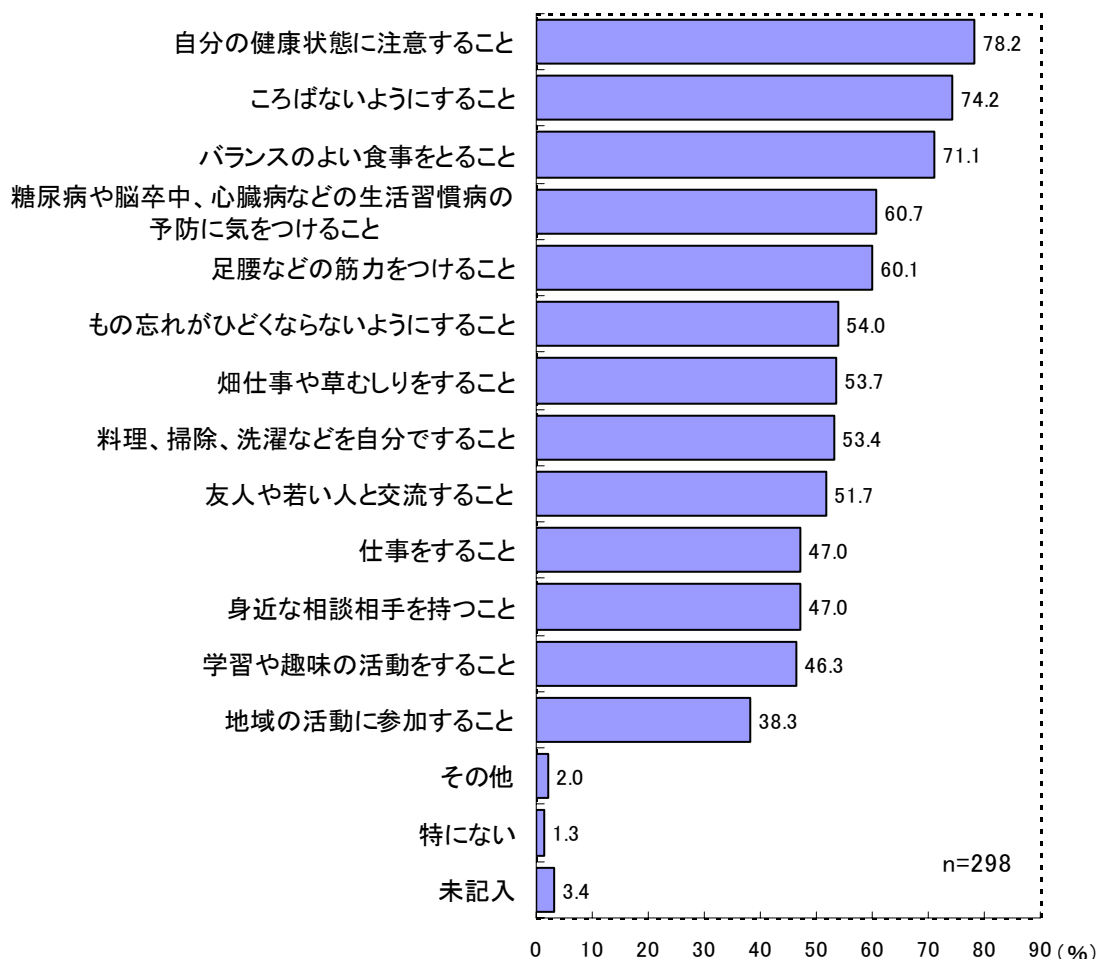
あなたは、この制度をご存知ですか。（1つに○）



問13 あなたは、「介護予防」のために、どのようなことが必要だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

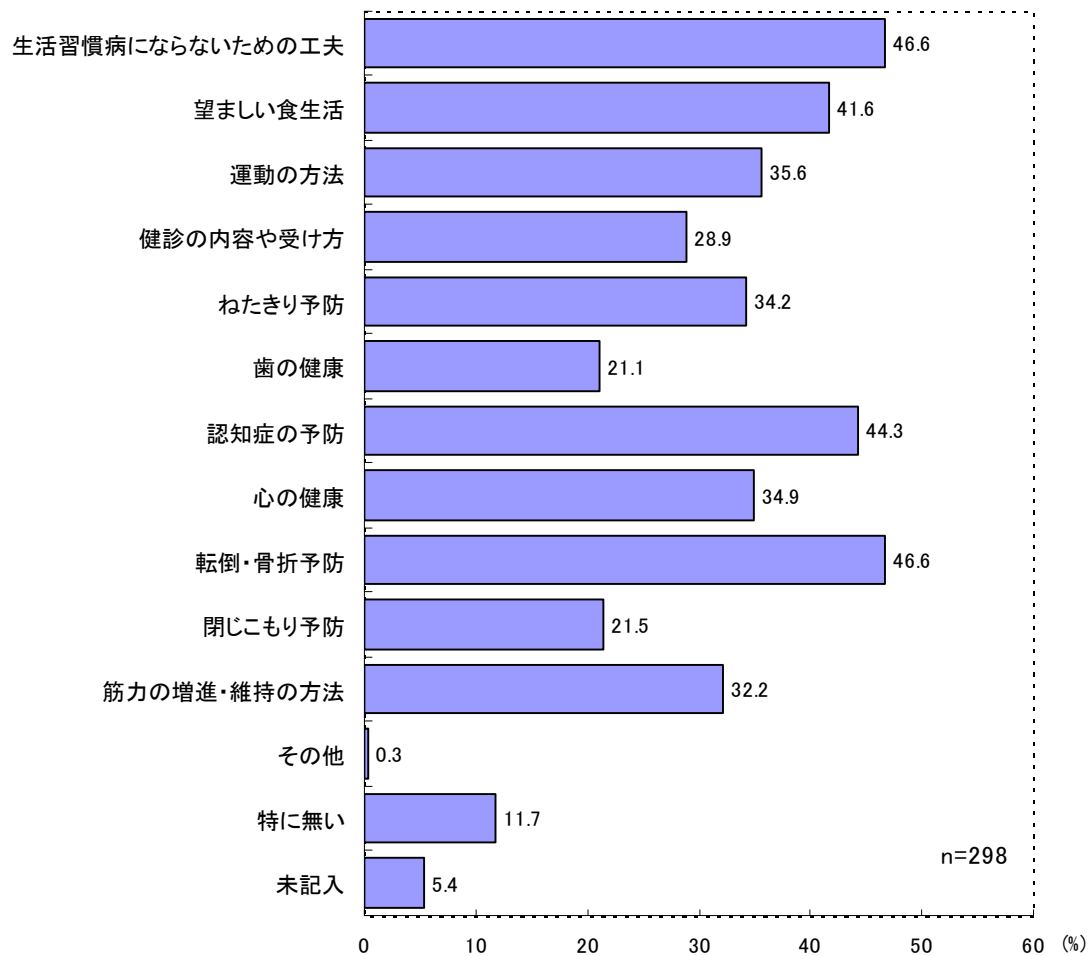
介護予防として必要と考えるものとしては、自分の健康状態に注意すること(78.2%)、ころばないようにすること(74.2%)、バランスのよい食事をとること(71.1%)と7割を超えています。



問14 あなたは、介護予防についてどのような情報が知りたいですか。

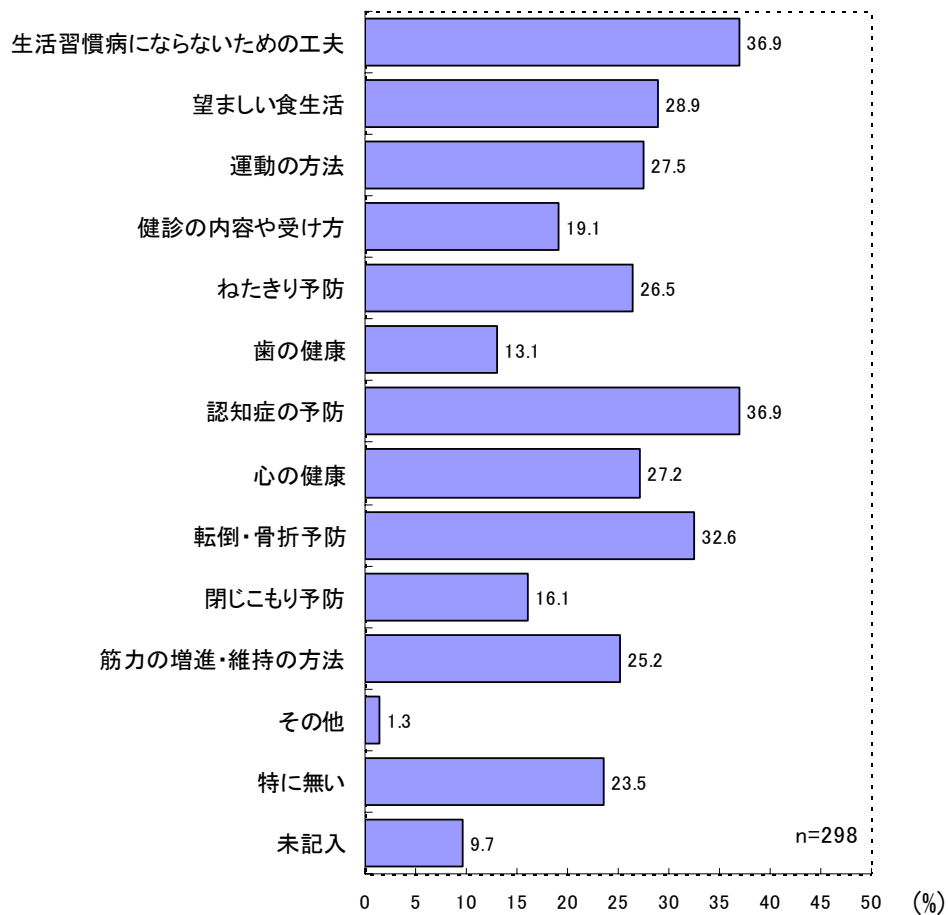
(あてはまるものすべてに○)

知りたい情報としては、生活習慣にならないための工夫(46.6%)、転倒・骨折予防(46.6%)、認知症の予防(44.3%)、望ましい食生活(41.6%)と4割を超えています。



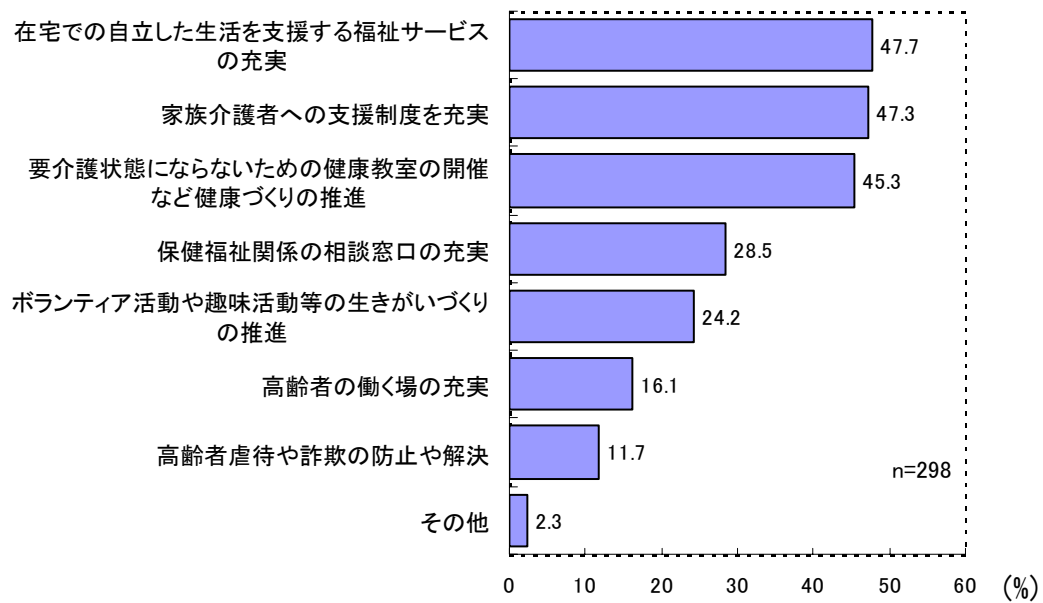
問15 あなたは介護予防のための教室などに参加してみたいと思いますか。参加してみたいものをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

生活習慣病にならないための工夫 (36.9%)、認知症の予防 (36.9%)、転倒・骨折予防 (32.6%) が3割を超えています。一方、特に無い (23.5%) という回答も見られます。



問16 今後、町の高齢者福祉施策として、特に充実すべきと思うものは何ですか。(主にあてはまるもの3つまで○)

町の高齢者福祉施策として、特に充実すべきと思うものは、在宅での自立した生活を支援する福祉サービスの充実(47.7%)、家族介護者への支援制度を充実(47.3%)、要介護状態にならないための健康教室の開催などの健康づくりの推進(45.3%)が4割を超えています。



町内介護サービス事業所一覧

居宅介護支援事業所		
事業所名称	住 所	電話番号 (0229)
おんべこケアプランセンター	美里町北浦字蛇沼4-1	35-1266
ケアプランセンターたんぼぼ	美里町北浦字蓮沼35-1	35-1612
こごた訪問看護ステーション	美里町南小牛田字山の神235	32-2296
JAみどりのふれ愛福祉センター小牛田	美里町中埜字卯時3-1	35-1331
小規模多機能施設まりちゃん家	美里町北浦字遠門32-1	32-3752
なんごう在宅介護支援センター	美里町木間塚字原田7	58-0990
ひばり園ケアプランセンター	美里町北浦一丁目5-3	31-2322
ポプラケアプランセンター	美里町牛飼字牛飼38-1	31-2877
みさとの杜居宅介護支援事業所	美里町駅東二丁目17-5	33-3255

デイサービス		
事業所名称	住 所	電話番号 (0229)
おんべこデイサービスセンター	美里町北浦字蛇沼4-1	35-1233
化粧坂のまりちゃん家	美里町志賀町一丁目15-25	32-3758
小規模多機能施設まりちゃん家	美里町北浦字遠門32-1	32-3752
小規模多機能ホーム南の郷	美里町木間塚字古館28	58-2350
タックス	美里町字塔の越104-1	31-1161
デイサービスセンターあおう	美里町青生字的場60-6	33-3380
デイサービスたんぼぼ美里	美里町北浦字蓮沼35-1	35-1612
デイサービスほのか	美里町中埜字上戸33-2	35-1711
なんごうデイサービスセンター	美里町木間塚字原田7	58-0996
ポプラデイサービスつくしんぼ	美里町牛飼字牛飼38-1	31-2877

ヘルパー		
事業所名称	住 所	電話番号 (0229)
JAみどりのふれ愛福祉センター小牛田	美里町中埜字卯時3-1	35-1331
セントケアこごた	美里町字化粧坂19-1	32-1501
タックス	美里町字叔廼前22-3	33-1201
なんごうホームヘルパーステーション	美里町木間塚字原田7	58-0996
ひばり園ヘルパーステーション	美里町字北浦一丁目5-3	33-3969
ヘルパーステーションたんぼぼ	美里町北浦字蓮沼35-1	35-1612

訪問看護		
事業所名称	住 所	電話番号 (0229)
こごた訪問看護ステーション	美里町南小牛田字山の神235	32-2296

訪問入浴		
事業所名称	住 所	電話番号 (0229)
いなほの里訪問入浴介護事業所	美里町木間塚字原田7	58-0996
JAみどりのふれ愛福祉センター小牛田	美里町中埜字卯時3-1	35-1331

グループホーム		
名 称	住 所	電話番号 (0229)
たんぼぼ	美里町北浦字米谷73-3	35-1611
花水月	美里町字叔廻前22-3	33-1201
歩風楽	美里町牛飼字牛飼38-1	31-2877
みのりの家	美里町木間塚字原田5	58-3055
よつば荘	美里町北浦一丁目59	32-5653

ケアハウス		
名 称	住 所	電話番号 (0229)
ケアハウスいなほ	美里町木間塚字原田7	58-3066

町内介護保険施設一覧

特別養護老人ホーム		
名 称	住 所	電話番号 (0229)
いなほの里	美里町木間塚字原田7	58-0996
みさとの杜	美里町駅東二丁目17-5	33-3255

介護療養型医療施設		
名 称	所 在 地	電話番号 (0229)
野崎病院附属中埜クリニック	美里町中埜字上戸34	35-1166

災害時要援護者登録者数

【単位：人】

地区	高齢者								障害者						合計
	ひとりぐらし老人		高齢者世帯		要介護2～5		日中独居等	小計	肢体障害	内部障害	聴覚障害	視覚障害	療育手帳	小計	
	対象者数	登録者数	対象者数	登録者数	対象者数	登録者数	登録者数	登録者数	登録者数	登録者数	登録者数	登録者数	登録者数	登録者数	
小牛田地区	95	65	176	49	61	18	5	137	9	8		1	1	19	156
不動堂地区	164	111	288	106	65	22	2	241	10	13	1	1	2	27	268
北浦地区	109	82	258	115	76	36	4	237	17	11	2	3	3	36	273
中埜地区	42	30	77	28	41	16	18	92	12	3		1	1	17	109
青生地区	52	44	117	41	33	10	0	95	9	4	1	2		16	111
南郷地区	145	126	257	167	95	63	15	371	27	11	3	3	3	47	418
合計	607	458	1,173	506	371	165	44	1,173	84	50	7	11	10	162	1,335

平成21年2月末現在

用語集

	単語	意味	ページ
カ行	介護給付費	介護サービスに係る費用の内、サービス利用者の自己負担分(10%)以外の費用で、町から各サービス事業所に支払われる費用。	35
	介護保険事業計画	介護保険法第117条に、市町村は、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する「市町村介護保険事業計画」を策定するように定められている。	1
	介護予防	介護が必要になることをできるだけ遅らせ、介護されるようになってからは、その状態を維持、改善して悪化させないようにすること。	3
	介護予防ケアプラン	①生活能力が低下し、介護が必要となるおそれのある方(特定高齢者)のために必要な介護予防事業の利用計画。②支援が必要とされる方(要支援1・2)の状態悪化防止のために必要な介護予防サービスの利用計画。	21
	旧措置入所者	介護保険制度が開始される以前から、特別養護老人ホームに入所していた(前住所地の市町村から措置入所していた)方。	36
	虚弱高齢者	心身の障害や疾病等によって、常時介護を要する状態ではないものの、日常生活の各場面において自力で行うことに困難があるため、何らかの援助を必要としている高齢者。	14
	ケアハウス	老人福祉法に規定する軽費老人ホームの一種。60歳以上の方で、身体機能の低下または独立して生活するには不安がある方が利用している。	26
	ケアプラン	どのような介護(介護予防)サービスをどれくらい利用するか決めた計画書。	22
	ケアマネジャー	介護支援専門員のこと。介護保険制度において要支援・要介護と認定された方に対して、アセスメントに基づいたケアプランを作成し、ケアマネジメントを行う職業。介護全般に関する相談援助・関係機関との連絡調整・介護保険の給付管理を行う。	21
	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきり高齢者や認知症高齢者、障害者の代わりに、代理人が権利を表明すること。	21
	高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。	1
	高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8に、市町村は、老人福祉事業の供給体制の確保に関する「市町村老人福祉計画」を策定するように定められており、また、同条第7項には「市町村介護保険事業計画」と一体のものとして作成するよう定められている。	1
	コーホート変化率法	人口予測を計算する方法のひとつ。本計画では、平成12年と17年の国勢調査における5歳区分ごとの人口の変化率をもとに将来人口を推計している。	4
国勢調査	人口及び年齢、就業等人口に付随する情報について調査する大規模な統計調査である。調査は5年ごとに行われ、基本的には家庭(戸別)単位で行なわれる。国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策の基本資料を得ることを目的としている。	4	

	単語	意味	ページ
サ行	作業療法士	厚生労働大臣の認可を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に「作業療法」を行うことを業とする者をいう。「作業療法」とは、身体又は精神的に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸・工作その他の作業を行わせることを言う。	27
	肢体不自由	発生原因のいかんを問わず、四肢体幹に永続的な障害があるもの。	40
	準備基金	介護給付費準備基金。介護保険事業の財政の調整と健全運営のために、各年度の決算において生じた剰余金の一部が積み立てられている。	38
	生活機能評価	65歳以上の高齢者(要支援・要介護認定を受けている方を除く)を対象として、身体の衰弱や低栄養といった加齢に伴う生活機能の低下をいち早く発見するための健診。	8
	生活習慣病	食習慣・運動習慣・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣が、その発症・進展に關与する症候群のこと。	9
	成年後見制度	認知症・知的障害・精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。	21
タ行	地域包括ケア会議	介護保険外のサービス提供が必要な高齢者を対象に、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整を行う会議。	21
	地域包括支援センター	地域で暮らすおおむね65歳以上の皆さんの生活を介護、保健、医療、福祉などさまざまな面から総合的に支援していくための拠点。	19
	地区社協	地区社会福祉協議会の略称で、地域の福祉課題の解決に向け、地域住民が主体的な担い手となり、住民同士お互いに“支え合う”ことを目的として様々な活動を展開する組織。現在美里町内には16の地区社協がある。	11
	超高齢化	高齢者の増加により、人口構造が高齢化した社会のことを高齢化社会というが、一般的には、高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)によって次のように分類されている。高齢化率7%~14%を「高齢化社会」、同14%~21%を「高齢社会」、同21%を超える場合を「超高齢化社会」という。	1
ナ行	内部障害	身体障害者福祉法で定める障害のうち、心臓機能障害、腎機能障害、呼吸器機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(エイズ)の6つをさす。	40
	ニーズ	必要。要求。需要。	19
	日常生活指導	高齢者の健康保持と自立生活に向け、日常生活を営む上で不可欠な基本動作(食事、更衣、移動、排泄、整容、入浴など)を維持するための取組。	14
	日常生活自立支援事業	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等により判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行うもの。	21

	単語	意味	ページ
ナ行	認知症	正常であった脳の知的な働きが、生まれてからしばらくたってから起きたいろいろな病気によって、低下した状態が続いていること。	1
	ノルディックウォーキング	両手に専用のポールを持って歩く“ウォーキング”で、短時間の運動で効果的な有酸素運動が可能となる。身体能力、性別、あるいは年齢にかかわらず、多くの人に適応するレクリエーションスポーツとして、欧州を中心に人気が高まっている。	17
ハ行	パブリックコメント	町が、広く公に意見や情報、改善案等を求める手続き。	2
	標準給付額	介護給付費に、特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費、また介護給付費の支払に係る審査支払手数料等を合算したもの。	38
	負担上限額	利用者の住民税課税状況等に応じた利用者負担の上限額。 (一般世帯3万7200円、住民税世帯非課税2万4600円、生活保護受給者等1万5千円)	36
	平均寿命	それぞれの年齢の人が、男女別に平均してあと何年生きられるかを示したものを平均余命(よめい)といい、出生時、つまり0歳時の平均余命をとくに平均寿命という。	1
	保険料基準額	介護保険事業計画期間内(3年間)の標準給付費のうち、第1号被保険者が負担する額(平成21年度から20%)を対象となる被保険者数で割ったもの。	38
マ行	美里町総合計画	市町村総合計画は、地方自治法 第2 条4 項に規定されたもので、市町村が事務を処理するにあたって、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定するものである。美里町総合計画は平成19年度を初年度とし平成27年度を目標年度とする9か年の計画である。	1
ヤ行	有料老人ホーム	常時1人以上の高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要なサービスを提供することを目的とする施設。	26
	ユニット	本計画においては、グループホームの規模をあらわす単位。1ユニットの定員は9人。	25
	要介護・要支援認定者	介護保険のサービスを利用するために必要な認定を受けた人。どれくらいの介護が必要か、低いほうから要支援1・2、要介護1から5までの7段階がある。	1
	要介護認定システム	要介護・要支援の度合いを決定するしくみで、厚生労働省が全国の市町村に配布しているコンピュータソフトによる一次判定と、保険者が設置している「要介護認定審査会」による二次判定に分かれている。	35
	要保護高齢者	経済状況、家族や住居の状況等、何らかの要因により、保護を必要とする状態にある高齢者。	12
ラ行	理学療法士	厚生労働大臣の認可を受けて、主に病院やリハビリテーション施設、介護保険施設、介護老人福祉施設などで、病気や事故などで障害を負った方に対して基本的な動作能力を最大限に回復するよう、発揮できるようにするなどの、医学的リハビリテーションを行う専門職。	27
	老年者非課税措置	平成17年度まで65歳以上の方に適用されていた住民税の非課税措置。平成19年度まで経過措置により減額がされていたが平成20年度から経過措置も廃止となった。	39